



平成 24 年 3 月 19 日

各位

東京都港区芝 2 - 7 - 17
株式会社 ストリーム
代表取締役社長 劉 海濤
(コード番号: 3071 東証マザーズ)
問合せ先 取締役副社長 竹下謙治
(TEL03-6858-8190)

第三者調査委員会の調査報告ならびに当社の対応について

当社は平成 24 年 2 月 7 日付けで公表しましたとおり、当社における不適切な会計処理の疑義に関し外部の専門家で構成される第三者調査委員会を設置し対応を進めてまいりました。

この度、同第三者調査委員会より調査報告書が提出されましたので、その概要を報告すると共に別添にて調査報告書を開示致します。別添の調査報告書は報告原文と異なり文中の社名及び個人名の一部に匿名を使用しておりますが、同報告書の全容を伝えるに十分な記載内容がほぼ原文のまま全て記載されており、これにより同調査委員会の見解が網羅されていると考えます。

同調査報告書の提出を受け、本日開催の取締役会にて今般の不適切会計に関する役員の処分、又、再発防止策の構築について決定致しましたので併せてご報告致します。

当社と致しましては、第三者調査委員会による調査結果を真摯に受け止め、事実解明に基づいた適正な会計処理への是正や再発防止に取り組むと共に株主様、投資家様をはじめ関係者の皆様からの信頼回復に努めて参る所存であります。

本件につきまして改めて多大なるご迷惑とご心配をお掛けしましたことに深くお詫び申し上げます。

1. 調査報告書について

(1) 第三者調査委員会の調査対象

平成 24 年 2 月 10 日付開示資料「第三者調査委員会の設置に関するお知らせ」にて公表致しましたとおり、第三者調査委員会は過去の不適切会計処理に関する事実の把握及び不正行為の有無の把握、責任所在、再発防止策等の提言を目的としました。その調査対象は、東京国税局の税務調査において指摘された平成 20 年 1 月期から平成 23 年 1 月期にその前後の期を加えた、平成 19 年 1 月期から平成 24 年 1 月期第 3 四半期会計期間の連結子会社を含めた当社グループの仕入リベートの計上取引であります。また、調査の過程でリベートの不正計上が行われていた仕入先 A 社に対する買掛金について本開示資料 1.(2) において記載しているとおり多額の違算が発見されたため、調査の対象に含めております。

(2) 把握された不適切な会計に関する事実

リベートの不正計上について

平成 20 年 1 月期及び平成 21 年 1 月期において仕入先 A 社からの仕入リベートの金額を水増しし売上総利益を増加させ、又、平成 22 年 1 月期及び平成 23 年 1 月期にかけて水増ししたリベートを取り崩す処理を行ってまいりました。

買掛金の違算について

買掛金の違算とは収益や仕入に関わる計上方法の違いや計上時期の違いによって一般的に発生するものであり、本件においては仕入先の当社に対する売掛金と当社の仕入先に対する買掛金の差額のことであります。

上記のリベートの不正計上により会計処理としては仕入値引が過大計上され買掛金が過少に計上され買掛金の違算が発生致しました。

一方、調査委員会の調査の結果、不正計上によるものとは別に誤謬の範疇として買掛金の違算が発生していることが判明致しました。（発生原因等は本開示資料 1.(3) を参照）

但し、監査法人等に対し残高確認資料等を改竄するなどして買掛金違算額が妥当であるとの虚偽の説明を専務取締役佐部が行っておりました。

調査過程で検出されたその他の問題となる事項

仕入先 A 社以外の仕入先からのリベートについては上記に見られるような類似不正操作は確認されませんでした。ただし、リベートの計上について一部期間帰属の誤りを検出しました。

(3) 不適切会計におけるリベート不正計上額と買掛金違算残高額の推移及び主な発生要因

	19 年 1 月期	20 年 1 月期	21 年 1 月期	22 年 1 月期	23 年 1 月期
リベート不正	-	205	16	20	130
買掛金違算残	2	92	114	92	73

*単位：百万円、 は過大計上(是正により利益減少)、符号なしは過少計上(是正により利益増加)

*上表「リベート不正」は各期の発生額、「買掛金違算残」は不正リベート以外の各期末の残高推移額

*買掛金違算残は調整後の実質的違算額

リベート不正計上の主な発生要因

本件は平成 16 年 4 月から現在まで当社の専務取締役の職にある佐部の実行によるものと判断されております。リベートの不正(過大)計上は当社が東京証券取引所マザーズ市場に上場した期及び翌期に行われており、業績に対する社長等からの強いプレッシャーに晒されていたことが一因であると思料されております。

一方、月次決算におけるリベート処理が佐部のみに依拠しており、担当部門である商品部内及び経営管理部門との間で相互牽制が実質的に働いていなかったことや全社的に営業成績に傾注する傾向にあり内部統制環境の醸成が不十分、又、倫理意識の浸透が効果的に行われていないなど、これらの要素が複合的に組み合わさったことが発生要因として考えられます。

買掛金違算の主な発生要因

仕入先 A 社との取引開始（平成 17 年 9 月）以降平成 20 年 3 月までは販売時点に計上すべきリベートを仕入時に先行計上しておりました。このリベート先行計上の結果として商品及び買掛金が過少となるため、A 社との取引開始から暫くの間は A 社から当社へ出向していた社員により月次決算処理としてその補正(商品及び買掛金の積増)が行われていました。また、上記補正処理後の買掛金帳簿金額と A 社請求金額との差異金額を月次決算処理として調整が行われていました。その後 A 社の出向社員から佐部に業務引継があったものの十分でなく補正処理及び調整が滞ったことが一因であると思料されております。

一方、当社においては仕入と請求の照合システムが構築されておらず、違算発生の要因分析が為されていなかったことも発生要因として考えられます。

整理すると以下のとおりです。

決算期	販売時に計上すべき リポートの処理	決算処理(補正)	決算処理(A 社請求 金額との調整)
H19/1	仕入時先行計上	実施	実施
H20/1	仕入時先行計上	未実施	未実施
H20/3	仕入時先行計上	未実施	未実施
H21/1	発生時計上	—	未実施
H22/1	発生時計上	—	未実施
H23/1	発生時計上	—	未実施

* H20/4 以降は決算処理(補正)は販売時に計上すべきリポートを発生時(販売時)に計上変更したことにより決算処理(補正)が不要

2.過年度決算の修正による業績に与える影響見込みについて

過年度決算の修正による平成 24 年 1 月期の業績に与える影響見込みについては、平成 24 年 1 月期初(平成 23 年 1 月期末)の純資産額が 172 百万円程度の減少となる見込みであります。

今回の調査対象期間である平成 19 年 1 月期におきましては修正事項はありません。なお、下表の修正は第三者調査委員会からの指摘事項及び指摘に基づく課税関係の修正を反映しております。

各年度の影響額については以下の見込みであります。各四半期及び半期決算の業績に与える影響につきましては、本開示資料 6.(1)に記載のとおり開示を行う予定であります。

(単位:百万円)

		連結			個別		
		訂正前	訂正後	影響額	訂正前	訂正後	影響額
第9期 (平成20年1月期)	売上高	28,094	28,094	—	26,463	26,463	—
	営業利益	443	181	261	379	117	261
	経常利益	443	181	261	377	116	261
	当期純利益	272	65	206	216	9	206
	総資産	3,791	3,799	8	3,416	3,424	8
	純資産	1,819	1,612	206	1,790	1,583	206
第10期 (平成21年1月期)	売上高	29,136	29,136	—	27,927	27,927	—
	営業利益	213	134	78	170	91	78
	経常利益	241	162	78	201	122	78
	当期純利益	143	74	68	111	42	68
	総資産	3,339	3,316	23	3,131	3,108	23
	純資産	1,715	1,439	275	1,676	1,401	275
第11期 (平成22年1月期)	売上高	33,655	33,655	—	25,207	25,207	—
	営業利益	109	147	37	108	146	37
	経常利益	122	160	37	111	149	37
	当期純利益	76	103	26	74	101	26
	総資産	4,503	4,570	66	4,479	4,545	66
	純資産	1,780	1,531	248	1,726	1,477	248
第12期 (平成23年1月期)	売上高	38,867	38,867	—	26,208	26,208	—
	営業利益	382	527	144	233	378	144
	経常利益	396	541	144	250	395	144
	当期純利益	247	323	75	134	210	75
	総資産	5,585	5,563	21	5,411	5,389	21
	純資産	1,990	1,817	172	1,842	1,669	172

4.再発防止策について

今般の不適切会計は大きくリベートの不正計上と買掛違算の未処理に起因しておりますが、単なる会計処理上の問題として捉えるのではなく、不正を生じさせない企業風土の醸成や、又、その風土を土台とした具体的且つ持続的なアクションプランを構築、着実に実施していくことが重要であると認識しております。

当社と致しましては、今回の調査を通じて第三者委員会から提言のありました以下の施策を実施していく所存です。

(1) コンプライアンスに関する意識向上

外部有識者を招いた研修制度の充実

研修対象者を全社員、経営者、従業員等に分類するなどきめ細かいコンプライアンス研修の実施

行動指針等の周知徹底

経営ビジョンを具体化し経営者の明確なメッセージを伝える役割を果たす行動指針を定め、それを小冊子としてまとめ会議・終礼等に於いて意識付けを行う。又社内メール等で定期的に重要性を訴える。

アンケートの実施

行動指針の認知度、コンプライアンスの意識・不備等に関するアンケートを定期的に実施し現状及び改善点等を取締役会に報告する。

内部通報制度の一層の周知徹底

制度の周知不足、実効性を高めるため、上記の施策に盛り込み周知徹底を図る。

(2) 内部統制プロセスの一層の高度化

リベート計上プロセスの見直し

職務分掌の見直し及び相互牽制の導入

リベート管理の所管部署である商品部内にリベート総括表の作成者のほかに承認者を設け、作成者が実施した手続きを再実施、検証する。更に商品部から回付されたリベート総括表を経営管理部門においても検証する。

経営管理部門による外部証憑照合の徹底

リベートに関するデータを商品部のみならず経営管理部門も仕入先 A 社から直接入手し内容を確認、商品部作成のリベート管理資料との整合性を検証する。

チェックリストによる確実な履行

上記、についてチェックリストを作成し、月次決算にて運用を行う。

買掛金違算原因の明確化と管理体制の構築について

(第一段階)

現状の会計システムの中で可能な範囲で買掛金残高の差異解消を図る。仕入先 A 社から入手する請求明細データと当社で把握している買掛金データを照合する。特に仕入リベート控除後の仕入額を把握し照合の精度を向上させると同時に差異の原因分析の結果をカテゴライズし第二段階の基礎データを集積する。

なお、今後半年程度を目途に実現を図る。

(第二段階)

上記第一段階で集積した基礎データをもとに基幹システム上での買掛金消込を実現する。明細単位での照合及び消込を実現する。

なお、第二段階は本格的なシステム構築を要するため今度 2~3 年以内を目途の実現を図る。

(3) 再発防止のための管理体制強化

経理部門の強化

経理技能のみならず当社のビジネスモデル及び販売・購買のシステムに深い理解力を有する人材の確保に努める。

コンプライアンス委員会の設置と内外での連携

上記(1)に示す施策やその他の取り組みを推進する社内のコンプライアンス体制を整備すると共に外部の専門家も交えたコンプライアンス委員会を設置し、定期的に改善案の履行状況の報告、指導を受ける。

モニタリング機能の強化

本調査報告書及び改善計画に基づくコンプライアンス改善状況について、内部統制室に十分な権限と責任を与えその機能を強化する。

なお、上記施策のうち、4.(2) につきましては平成 24 年 1 月次分より実施しております。又、同様に 4.(2) (第一段階) につきましても現状において可能な範囲で買掛金照合を実施する予定です。

更に会社法第 362 条及び会社法施行規則 100 条に基づき業務の適正を確保するための体制を改定しております。(本日付「内部統制システムの整備に関する基本方針の一部改定について」の開示資料をご参照下さい)

5.関係者の処分

第三者調査委員会による調査結果を受け、以下の処分を実施することを決定致しました。

専務取締役営業本部長	作佐部 光浩	営業本部長の職を解き取締役辞任
代表取締役社長	劉 海濤	月額報酬 30%減額を 3 カ月
取締役副社長	竹下 謙治	月額報酬 10%減額を 3 カ月
取締役経営管理部長	土屋 敏	月額報酬 10%減額を 3 カ月

なお、平成 24 年 1 月より業績悪化に伴い常勤取締役の報酬は月額 20%の減額を実施しております。

6.今後の対応について

(1)過年度決算の訂正

本調査において認定された事実関係に基づき、過年度の有価証券報告書等ならびに過年度の決算短信の一部を訂正する予定であります。過年度決算訂正作業の状況を勘案し実施時期は以下のように考えております。

平成 24 年 3 月 22 日予定の過年度決算訂正

(有価証券報告書等)

第 9 期、第 10 期、第 11 期、第 12 期の有価証券報告書、第 11 期、第 12 期、第 13 期の各四半期報告書

(決算短信)

平成 20 年 1 月期、平成 21 年 1 月期、平成 22 年 1 月期、平成 23 年 1 月期の各決算短信、平成 22 年 1 月期、平成 23 年 1 月期、平成 24 年 1 月期の各四半期決算短信

平成 24 年 4 月初旬目途の過年度決算訂正

(有価証券報告書等)

第 9 期、第 10 期の各半期報告書

(決算短信)

平成 20 年 1 月期、平成 21 年 1 月期の各中間決算短信、平成 20 年 1 月期、平成 21 年 1 月期の各第 1 四半期財務・業績の概況(連結及び個別)、平成 20 年 1 月期、平成 21 年 1 月期の各第 3 四半期財務・業績の概況

(2)平成 24 年 1 月期決算短信開示の遅延について

今般の不適切会計への対応及び過年度の決算訂正作業に伴い、当社の平成 24 年 1 月期決算短信の開示は平成 24 年 3 月 23 日を目途に行うことに変更致しました。

つきましては、当該開示は決算期末から 50 日超える見込みとなるためお知らせ致します。

(3)平成 24 年 1 月期有価証券報告書の提出について

平成 24 年 1 月期の有価証券報告書は法定の期限内に提出する予定です。

以上

調 査 報 告 書

平成 2 4 年 3 月 1 9 日

株式会社ストリーム 第三者委員会

目 次

第1	当委員会の概要	1
1	当委員会設置の経緯	1
2	当委員会の構成	1
3	調査の目的及び調査の対象	1
4	調査方法	3
(1)	関係者ヒアリング	3
(2)	実態の把握と資料の検討	4
(3)	調査方法に関する付記事項	6
第2	対象会社の概要	7
1	対象会社の沿革	7
2	対象会社の事業内容	7
3	役員等	8
4	組織図（平成24年3月現在）	9
第3	調査対象とした取引範囲の決定	9
1	リベートの過大計上及び過小計上による過大計上の取崩し	9
2	買掛金の違算	10
第4	本調査報告書における用語（リベート関係）について	10
第5	不適切な仕入リベート計上に関する事実関係について	13
1	不正な財務報告の概要	13
2	会計期間ごとの影響額	13
3	リベート操作手法の概要	14
4	リベート操作手法の会計面での概括的検討	16
5	リベート操作の具体的な手法	18
6	内部統制の状況に関する事実	20
(1)	月次計上リベートの計上フロー	20
(2)	問題点	21
7	不正の発生原因	21
第6	A社に対する買掛金の違算に関する事実関係について	25
1	A社に対する仕入取引の概要について	25
2	買掛金違算の全体像	31
3	買掛金違算の概況	32
4	買掛金違算の主要因	32
5	買掛金違算発生その他の要因	33
6	買掛金違算に関する会計処理	35

7	買掛金の違算に関する修正仕訳	37
第7	調査過程で検出されたその他の事実について	39
1	その他の事実の概要	39
2	会計期間ごとの影響額（サマリー）	39
3	修正仕訳	40
第8	関係者の責任に関する意見	41
1	取締役の責任に関する意見	41
(1)	作佐部専務取締役の責任	41
(2)	劉代表取締役社長の責任	42
(3)	竹下副社長の責任	43
(4)	高桑取締役（システム部長）の責任	44
(5)	土屋取締役（経営管理部長）の責任	44
(6)	F 元常務取締役、D 常務取締役の責任	44
(7)	社外取締役の責任	45
2	監査役の責任に関する意見	45
3	監査法人の責任に関する意見	46
(1)	監査法人の異動	46
(2)	あずさ監査法人の責任	46
(3)	新日本監査法人の責任	48
第9	再発防止策に関する意見	49
1	はじめに	49
2	コンプライアンスに関する意識向上のための提言事項	49
(1)	対象会社の現状と統制環境再構築の必要性	49
(2)	具体的提言内容	49
3	内部統制プロセスの一層の高度化のための提言事項	51
(1)	リベート計上プロセスの見直し	51
(2)	買掛金違算原因の明確化と管理体制の構築について	52
4	再発防止のための管理体制強化に関する提言事項	56
<参考資料>		
	修正による損益計算書への影響（サマリー）	58
	修正による平成19年1月期の損益計算書への影響	59
	修正による平成20年1月期の損益計算書への影響	59
	修正による平成21年1月期の損益計算書への影響	60
	修正による平成22年1月期の損益計算書への影響	60
	修正による平成23年1月期の損益計算書への影響	61

第1 当委員会の概要

1 当委員会設置の経緯

株式会社ストリーム（以下「対象会社」という。）の平成24年2月7日付ニュースレター「不適切な会計処理」において公表されているように、東京国税局は、平成23年9月12日から平成24年1月31日にかけて、対象会社に対し、税務調査を実施した。

当該調査の結果、対象会社は、東京国税局から、平成20年1月期から平成23年1月期に、対象会社において、仕入値引（リベート）の過大計上及び除外が行われている旨の指摘を受け、対象会社において不適切な会計処理が行われている疑義が発覚した。

対象会社は、当該指摘を受け、対象会社においても内部調査を実施したが、対象会社とは利害関係のない外部の第三者による厳格かつ徹底した事実関係の究明を行うべく当委員会を設置するに至った。

2 当委員会の構成

当委員会は、平成24年2月10日付ニュースリリース「第三者委員会の設置に関するお知らせ」に記載したとおり、以下のとおりのメンバーで構成されている。

なお、いずれの委員もこれまでの対象会社とは業務上の契約関係はなく、公正な立場から調査及び検討を行った。

委員長	吉 成	外 史（弁護士）
委 員	中 田	成 徳（弁護士）
委 員	田 中	大 丸（公認会計士）

また、本委員会は、下記の者を補助者として任命し本調査の補佐をさせた。

調査委員会補助者

あかつき総合法律事務所（弁護士 平林 尚人、同 石田 琢磨）
アスカ監査法人（公認会計士 吉田 一郎 外3名）

3 調査の目的及び調査の対象

当委員会は、平成24年2月10日付ニュースリリース「第三者委員会の設置に関するお知らせ」に公表したとおり、対象会社における過去の不適切な会計処理に関する事実関係の把握、及び不正行為の有無の把握、再発防止策提言を行うことを目的とする。

また、当委員会は、東京国税局の調査において指摘された平成20年1月期から平成23年1月期にその前後の期を加えた、平成19年1月期から平成24年1月期第3四半期会計期間の、連結子会社を含めた対象会社グループの仕入リベート計上取引を調査の対象とした。また、調査の過程でリベートの不正計上が行われていた仕入先、A社に対す

る買掛金に、多額の違算が発見されたため、調査の対象に含めている。

4 調査方法

(1) 関係者ヒアリング

当委員会は、平成 24 年 2 月から 3 月にかけて、以下のとおり関係者のヒアリングを行った。

聴取日時	聴取場所	職 位	対象者氏名
2 月 27 日 10:00～11:30	対象会社 会議室	対象会社取締役システム部長	高桑 元樹
同日 11:30～12:00	同上	対象会社取締役経営管理部長	土屋 敏
2 月 28 日 10:00～13:00	同上	対象会社専務取締役営業本部長	作佐部 光浩
3 月 1 日 10:30～12:00	同上	対象会社常勤監査役(社外監査役)	杉山 政美
		対象会社監査役 (社外監査役)	中西 一之
		同	加藤 一夫
同日 13:20～14:50	同上	対象会社代表取締役社長	劉 海濤
同日 15:00～16:00	同上	対象会社取締役副社長管理本部長	竹下 謙治
同日 17:40～18:30	同上	新日本有限責任監査法人 (※1) シニアパートナー	
		同監査法人シニアパートナー	
		同監査法人パートナー	
		同監査法人マネージャー	
3 月 2 日 10:15～10:40	同上	対象会社取締役 (社外取締役)	
同日 10:45～11:20	同上	対象会社専務取締役営業副本部長	D
同日 11:20～11:35	同上	対象会社営業本部商品部部長兼物流 統括部長	
同日 11:35～12:05	同上	対象会社内部統制室	E
3 月 3 日 10:00～10:30	株式会社 ベスト電器 本社会議室	対象会社取締役 (社外取締役)	

聴取日時	聴取場所	職 位	対象者氏名
3月3日 10:30～10:45	株式会社 ベスト電器 本社会議室	対象会社取締役（社外取締役）	
同日 10:45～11:00	同上	対象会社前常務取締役営業副本部長	F
3月5日 17:30～19:30	対象会社 会議室	有限責任あずさ監査法人（※2） パートナー	
		同監査法人パートナー	
		同監査法人マネージャー	
3月6日 16:00～17:30	同上	公認会計士 ※3	
同日 17:40～18:40	同上	公認会計士 ※4	

敬称は省略しております。

※1 平成24年1月期（第13期）より対象会社の会計監査人。

※2 平成19年1月期（第8期）より平成23年1月期（第12期）まで対象会社の会計監査人。

※3 平成19年1月期（第8期）から平成21年1月期（第10期）まで有限責任あずさ監査法人（以下「あずさ監査法人」という）の業務執行社員として対象会社の監査を担当。

※4 平成19年1月期（第8期）から平成21年1月期（第10期）まであずさ監査法人の業務執行社員として対象会社の監査を担当。

なお、当委員会の質問は任意の聴取であり、強制力を有しない状況下で行われている。

(2) 実態の把握と資料の検討

当委員会は、対象会社から開示された会計処理に関する各種資料や取締役会議事録、監査役会議事録、社内体制に関する資料等の検討を行った。また、(1)で記載したヒアリングのほかに、概要把握やビジネスプロセス理解等のために、適宜質問を行っている。

① リバートの過大計上及び過小計上による過大計上の取崩しに関する検討作業

当委員会は、A社からのリバートに関して、関係者へのヒアリング等を実施し、「第4 本調査報告書における用語について」に記載されているリバートの種類及びその会計処理等についての概要把握を行った。その後、概要把握により認識した内容に基

づき、対象会社が行っている A 社に係るリベート計上の会計処理について、月次リベート総括表（詳細は後述）、A 社から送付される請求明細データ等の根拠証憑との突合及び会計処理の妥当性を確認した。

② 買掛金の違算に関する検討作業

当委員会は、買掛金の違算が発生した原因を確認するため、関係者に対するヒアリング並びに会計伝票、総勘定元帳の通査及びその他根拠証憑と会計情報との突合を実施した。

③ その他の取引先に対するリベートの検討

A 社以外の取引先に係るリベート計上に関しては、関係者へのヒアリング、会計伝票及び請求書等の根拠証憑との突合により確認を行った。

④ 上記の①から③に関して実施した手続は以下のとおりである。

ア 質問

- ・ 社内調査の結果に関するヒアリングの実施
- ・ 対象会社のリベート体系に関するヒアリングの実施
- ・ 対象会社の各業務プロセスに関するヒアリングの実施
- ・ 対象会社の全社統制に関するヒアリングの実施
- ・ 対象会社の買掛金管理体制に関するヒアリングの実施

イ 関連資料の閲覧

- ・ リベート操作に関する社内調査資料の閲覧と検証の実施
- ・ 買掛金違算に関する社内調査資料の閲覧と検証の実施
- ・ 対象会社の各業務プロセスに関する内部統制資料（業務記述書、業務フロー図及びリスク・コントロール・マトリックス）の閲覧
- ・ 対象会社の全社統制に関する資料の閲覧

ウ 証憑突合

- ・ リベート操作に関する証憑突合の実施
- ・ 買掛金違算に関する社内調査資料との証憑突合の実施
- ・ その他取引先との取引に関する証憑突合の実施

エ 分析的手続

オ 総勘定元帳の通査

カ 新日本有限責任監査法人（以下「新日本監査法人」という）の一部の監査調書の閲覧

(3) 調査方法に関する付記事項

当委員会による調査は、その時間的制約もあり、本件取引にかかる全ての資料を網羅的に検討したものではなく、また本件取引に関係する全ての当事者に対してヒアリングを実施したものでもない点に留意されたい。

第2 対象会社の概要

1 対象会社の沿革

対象会社の沿革については、下記のとおりである。

年 月	概 要
平成 11 年 7 月	東京都文京区湯島に株式会社ストリーム設立（資本金 1,000 万円）
平成 12 年 1 月	ECサイト『Sunshine』オープン
平成 12 年 11 月	本社を東京都千代田区外神田へ移転
平成 14 年 1 月	ECサイト『Sunshine』を『ECカレント』としてリニューアルし、インターネット通販に本格参入
平成 14 年 11 月	上海思多励国际贸易有限公司（通称：上海ストリーム）を設立 携帯電話部品の販売を開始
平成 14 年 12 月	オリジン電気株式会社の塗料における中国の販売代理店として契約
平成 17 年 5 月	思多励貿易(上海)有限公司〔通称：ストリーム上海〕を設立 食品添加物の販売を開始
同 月	株式会社林原とトレハロース及び食料原料の中国販売代理店契約の締結
平成 17 年 8 月	株式会社ベスト電器と業務提携及び資本提携を締結
平成 18 年 7 月	『ECカレント 楽天市場店』オープン
平成 18 年 8 月	携帯ECサイト『ECカレントモバイル』オープン
同 月	ユーザーコミュニティサイト『カレントブログ』オープン
平成 19 年 2 月	東京証券取引所「マザーズ市場」へ株式上場
平成 21 年 2 月	株式会社イーベストの全株式を取得し子会社化
平成 21 年 3 月	株式会社特価COMを設立
平成 21 年 7 月	会社設立 10 周年
平成 22 年 7 月	上海ストリームを存続会社としてストリーム上海を吸収合併
平成 22 年 11 月	上海ストリーム 235 万ドルの増資

2 対象会社の事業内容

対象会社の主要な事業は、パソコン及び家電を中心とした通販サイトである「ECカレント」によるインターネット販売である。主な商品の仕入先は、家電量販店を展開する株式会社ベスト電器であります。

また、対象会社は、中国市場においても半導体、液晶、携帯電話といった急成長分野の商品について、日本企業の販売代理店として販売を行っている。

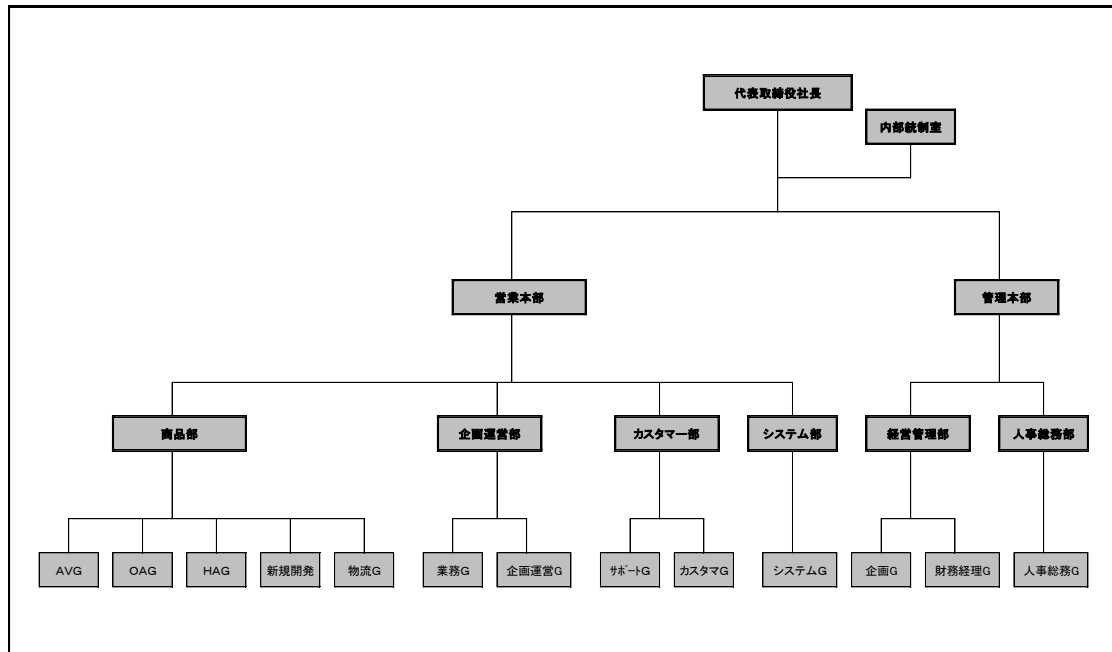
3 役員等

対象会社の役員等は以下の通りである。

役 名	職 名	氏 名
代表取締役社長		劉 海濤
取締役副社長	管理本部長	竹下 謙治
専務取締役	営業本部長	作佐部 光浩
常務取締役	営業副本部長	D
取 締 役	システム部長	高桑 元樹
取 締 役	経営管理部長	土屋 敏
取 締 役 (社外取締役)		
取 締 役 (社外取締役)		
取 締 役 (社外取締役)		
常勤監査役 (社外監査役)		杉山 政美
監 査 役 (社外監査役)		中西 一之
監 査 役 (社外監査役)		加藤 一夫

敬称は省略しております。

4 組織図（平成 24 年 3 月現在）



第3 調査対象とした取引範囲の決定

当委員会は、関係者へのヒアリングによる概況把握を実施した結果、対象会社において、東京国税局の調査により把握された平成 20 年 1 月期から平成 23 年 1 月期における仕入値引（リベート）の過大計上及び過小計上による過大計上の取崩しが行われていた事実、及び、買掛金残高について多額の違算が生じている事実を認識した。これらの把握した事実を受けて、当委員会は、以下の取引について誤りが生じている可能性がある判断し、抽出を行うこととした。

なお、抽出対象期間は平成 19 年 1 月期から平成 24 年 1 月期第 3 四半期までとし、抽出方法は関係者へのヒアリング並びに対象会社及び対象会社の子会社についての残高試算表と総勘定元帳を査閲することにより行った。

1 リベートの過大計上及び過小計上による過大計上の取崩し

対象会社において、リベートは日次処理業務及び月次決算業務にて計上されていた。本件リベートの過大計上及び過小計上による過大計上の取崩しは、月次決算業務における A 社に係るリベート計上にて行われていた。このため、当委員会は、月次決算業務において計上される A 社に係るリベート計上取引の全件を抽出範囲とした。

また、A 社以外の取引先に係るリベートについても、同様のリベート操作が行われている可能性があるため、対象会社及び対象会社の子会社（株式会社イーベスト、株式会社特価 COM、上海思多励国际贸易有限公司）において計上されているリベートのうち、金額 100 万円以上の取引を抽出範囲とした。

なお、抽出対象期間は平成 19 年 1 月期から平成 24 年 1 月期第 3 四半期会計期間までとし、抽出方法は関係者へのヒアリング並びに対象会社及び対象会社の子会社についての残高試算表と総勘定元帳を査閲することにより行った。

2 買掛金の違算

当委員会は、関係者へのヒアリングから、A 社に対する買掛金について多額の違算が生じているという事実を認識した。このため、A 社に関する過去の買掛金の計上額を調査し、違算が生じた原因分析を行うこととした。

第 4 本調査報告書における用語（リベート関係）について

対象会社は家電小売業を営んでおり、家電メーカー及び A 社等との間で、複雑なリベート契約を結んでいる。そもそも家電小売業にとっては、購買及び仕入リベートの交渉は中核業務というべきものであり、利益の源泉となっている業務である。

リベートとは、仕入割戻しのことをいい、下記の様々な条件に応じて支払われるものである。家電業界の商慣行として、様々なリベートが詳細に設定されているが、本件の理解のためにはこの内容を理解することが不可欠である。以下で、その内容につき整理する。

家電業界におけるリベートをその目的に従い分類すれば、一般的に以下の 3 種類に大別される。

【リベートの種類及びその内容一覧】（表 1）

リベートの種類	内容
販売促進を目的とするリベート	取引金額または取引量に応じて振り出されるリベートであり、振り出し側から、販売促進を意図して設定されるものである。 例えば、販売促進対象商品を指定し、一定期間内の仕入数量が目標を超えた場合に、事前設定した金額をリベートとして受領する形態のリベートなどがこれにあたる。
在庫保証を目的としたリベート	家電業界の特徴として、製品ライフサイクルが非常に短いことが挙げられる。製品のモデルチェンジが頻繁になされ、新製品の発表後には旧製品の売れ行きは大きく落ちることになる。 そこで、家電メーカーとしては、旧製品の売り切りのために在庫処分のためのリベートを設定することが一般的である。メーカーが卸値を引き下げる際に、小売りが有する在庫について、卸値の引き下げ分に相当するリベートを支払うことで、旧製品売り切りを図るものである。
取引先の要請に対応するためのその他のリベート	上記の他にも、メーカー等との間では、契約または交渉によってさまざまな内容のリベートが振り出されることとなる。例えば、特定メーカー製品のキャンペーン等の実施に際して振り出されるリベートなどが、これにあたる。

対象会社においても、目的・振り出し元・計上時期などが異なる様々な種類のリポートがあり、商品部においてその計上管理を行っていた。対象会社におけるリポートの一覧は以下のとおりである。

【対象会社におけるリポート一覧表】（表 2）

名称	対応取引	内容	A社振出しの時期	計上時期
仕入リポート	仕入	通常の値引	仕入・返品時 マスタに基づく自動 振出	仕入先のマスタに基づき日次計上 仕入時に値引金額をNetした金額で 計上しているためSAP上金額を 把握することは出来ない。
販売リポートA 当初～ 平成20年3月 平成20年4月 以降	売上	POS売上時に発生	POS売上時	仕入先のマスタ(販売時に値引く単 価)に基づき日次計上(本来売上時に 計上すべきものを仕入時に先行計上) 仕入時には値引金額をNetした金額で 計上しているためSAP上金額を把握す ることは出来ない。 A社側で把握している売上に基づく発 生額(請求データ)との差額が発生する ため、A社の請求金額に合わせるため 「その他リポート」で調整を行っていた (平成17年9月～平成19年1月)(平成 19年2月～平成20年3月までの期間に は調整が行われていない)。
				請求データに基づき月次決算で 一括計上
販売リポートB	売上	売上・数量が目標を超える 場合等に発生	POS売上時	請求データに基づき月次決算で 一括計上
販売リポートC	仕入 販売 在庫	仕入先との交渉で 振り出される。	随時/月次	請求データに基づき月次決算で 一括計上
販売リポートD	仕入 販売 在庫	メーカーとの交渉で 振り出される。	随時	請求データに基づき月次決算で 一括計上
在庫リポート	在庫	仕切り改定時にPOS上の 在庫に応じた金額が 振出される。	仕切改定時	請求データに基づき月次決算で 一括計上

□計上時期によるリポート種類の区分（日次/月次）

当初から平成20年3月	平成20年4月以降
仕入リポート	
販売リポートA	
販売リポートB	
販売リポートC	
販売リポートD	
在庫リポート	

■：月次決算時計上リポート
■：仕入時日次計上リポート

第5 不適切な仕入リベート計上に関する事実関係について

1 不正な財務報告の概要

本件においては、A社からの仕入に関するリベートの計上額を操作することにより、売上総利益の金額を増減させていた。平成19年3月から平成20年6月までにおいてはリベートの水増しを行い、その後、平成21年1月から平成23年1月に至るまで、架空計上リベートの取崩しが行われている。

本件における不正な財務報告の核心は、平成20年1月期および平成21年1月期に実施された、架空リベートの計上である。平成22年1月期および平成23年1月期の過大計上済リベートの取崩しは、上記の架空リベートの計上取引により生じた歪みを解消するために付随的に生じたものと位置づけられる。

2 会計期間ごとの影響額

不適切な仕入リベート計上操作の行われた会計期間並びに営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に対する影響額（税抜）は以下のとおりである。

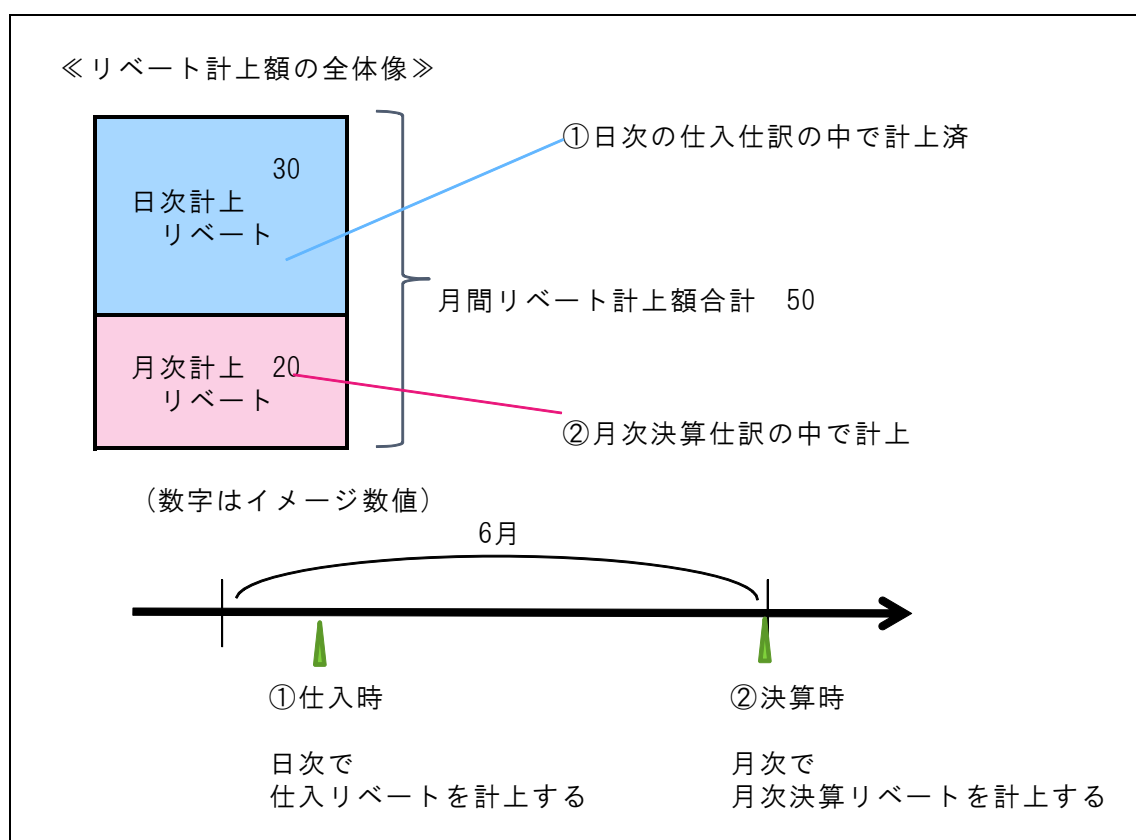
（＋は利益増加方向、△は利益減少方向）

会計期間	影響額
平成20年1月期	+205,375 千円
平成21年1月期	+16,585 千円
平成22年1月期	△20,000 千円
平成23年1月期	△130,000 千円

3 リベート操作手法の概要

今回の不正な財務報告は、月次リベート総括表金額を操作することにより、各月に計上されるリベート額を操作し、利益の水増し等を行ったものである。その手法の概要については以下のとおりである。

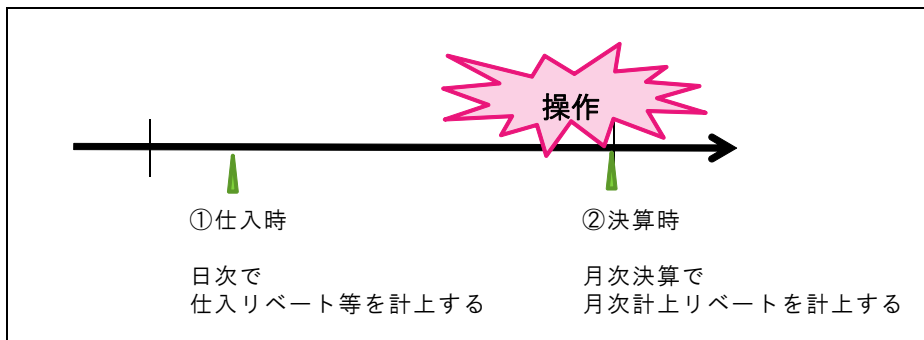
A 社から受け取るリベート金額は、日次処理の中で計上される項目と、月次決算仕訳で計上される項目の 2 種類に大別された（「第 4 本調査報告書における用語について」を参照）。



日次計上リベートは仕入を行った時に随時計上され、月次決算時には計上されない。一方月次計上リベートは、リベート総括表に基づき月次の決算整理仕訳として計上される。そのため、月次決算に際して、総括表上でリベート合計額を変えずに内訳を変え、月次計上リベートを水増しすることで、月間で計上されるリベート合計額を水増ししていた。操作のイメージは、次ページに示した（図 1）から（図 3）のとおりである。

なお、リベート総括表は、各月のリベート内訳を分類・集計した表であり、対象会社の商品部において作成されていた。

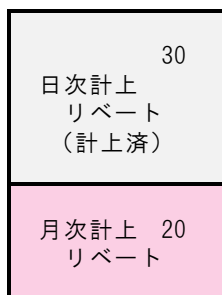
【リポート操作のタイミング】（図 1）



【決算時の総括表操作のイメージ】（図 2）

決算時には、商品部が作成した総括表に基づき、月次計上リポートの計上仕訳が行われる。その際に用いられる金額を水増しすることで、その月のリポート計上総額を水増ししていた。

■ 操作前（実態値）



■ 月次計上リポート水増後総括表



仕入時に計上済の日次計上リポート30に加え、決算時に、月次計上リポート30が計上されることとなり、会計上計上されるリポート額の合計は60となる。

【会計上反映される値引額合計のイメージ】（図 3）



	日次計上リポート	月次計上リポート	合計
実態数値	30	20	50
操作後数値	30	30	60

10の水増

以下に、実際に操作が行われた総括表のサンプルを添付している（数字は説明のために適宜変更している）。コメントを付した通り、総括表上で月次計上項目を水増しすることで、月次決算仕訳で計上される値引額を大きくしていることが分かる。

また、月次決算計上項目の水増しと同時に、日次計上項目を同額減額することにより、総括表上の月間リベート金額合計が外部からの請求書と一致するよう仕組まれていた。

【総括表サンプル】（図 4）

外神田店(ストリーム)仕入

20 × × 年 × 月度

算式が以下の通りに操作されていた

仕入	仕入	仕入	5,105,000,000	リベート	仕入リベート	16,000,000
		振替(DC・他店)	60,000,000		仕入リベート	5,000,000
		合計	5,165,000,000		合計	21,000,000
	返品	返品	-10,000,000	リベート	仕入リベート	-1,000,000
		合計	-10,000,000		合計	-1,000,000
		合計 ①	5,155,000,000		合計 ②	20,000,000

日次
計上
項目

=仕入1\$-18,000,000
=振替3.4\$O\$1-2,000,000
=I3+I5
=返品2\$O\$1
=I9
=I7+I11

リベート	リベート	販売リベートA	40,000,000
		販売リベートB	35,000,000
		販売リベートC	30,000,000
		販売リベートD	25,000,000
		在庫リベート	5,000,000
		135,000,000	
	仕入リベート計 (②)		20,000,000
合計 ③		155,000,000	

月次
計上
項目

=販売リベート5\$O\$1
=販売リベート9\$O\$1+5,000,000
=販売リベート\$O\$1+10,000,000
=販売リベートC\$O\$1+5,000,000
=在庫リベートB\$O\$1
=SUM(I15:I19)
=I13
=I21+I23

合計 (①-③)	5,000,000,000
----------	---------------

=F13-I25

Note:
上記の操作により、月次決算で計上される仕入値引の金額が、20,000,000円水増しされていた。

なお、日次計上リベート欄に、同額の減額操作をすることで、総括表上でのリベート合計の辻褄を合わせ、外部からの請求書と金額が一致して見えるようにしている。

4 リベート操作手法の会計面での概括的検討

リベート操作の概要については上記のとおりである。ここでは、会計上どのように操作が反映されたかについて、より掘り下げて記載する。

(仕入計上時)

対象会社は、仕入計上時に仕入リベート等を差し引いた純額で、仕入の仕訳を計上している。したがって、日次計上リベートについては、日次の仕入計上時に随時会計への反映がなされている。

該当仕訳パターンは以下のとおりである。

借方	金額	貸方	金額
仕入	170	買掛金	170

(仕入総額 200、仕入時仕入値引 30 の場合)

(月次決算時)

月次計上リポートについては、商品部で作成された総括表を基礎として、1 か月分の金額が月末に計上される。

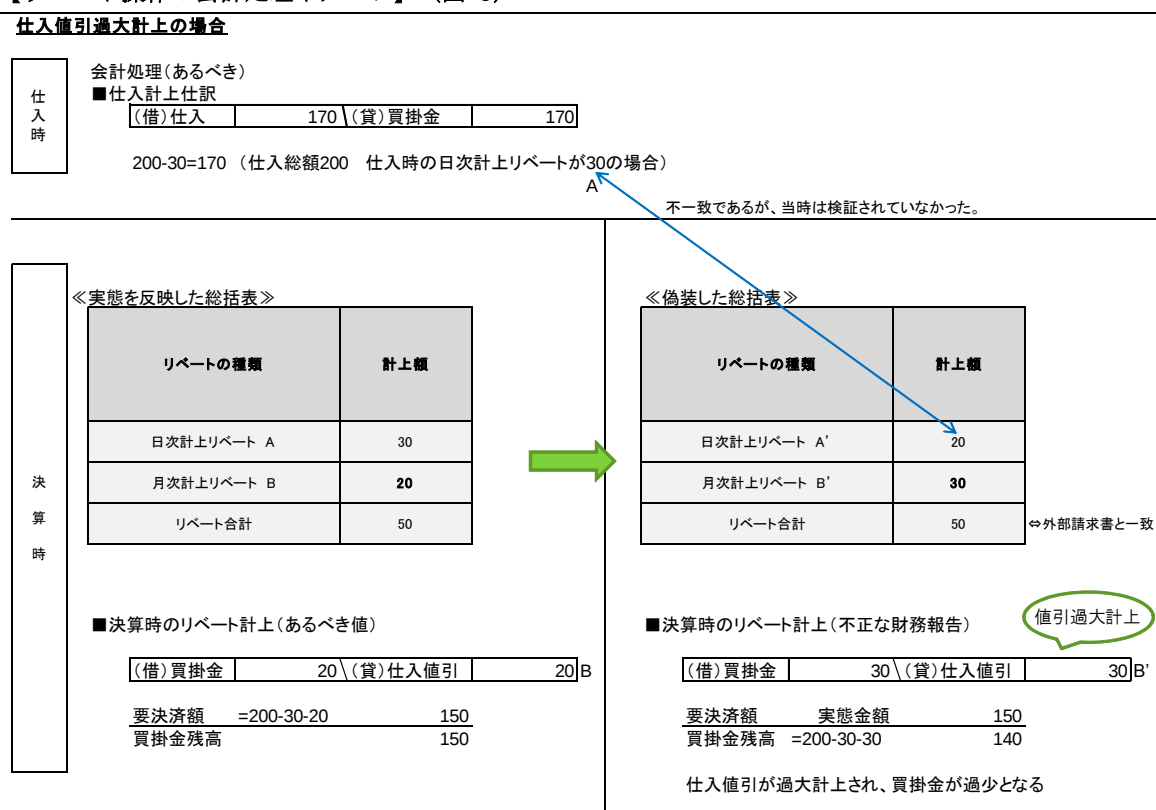
該当仕訳パターンは以下のとおりである。

借方	金額	貸方	金額
買掛金	20	仕入値引	20

(月次計上リポートが 20 の場合)

月次決算時のリポート計上に際して、総括表の構成を操作することで、見た目上のリポート合計金額を外部証憑と整合させたまま、月次計上されるリポート金額を水増しすることが可能となっていた。

【リポート操作の会計処理イメージ】 (図 5)



5 リベート操作の具体的な手法

以上の内容を踏まえたうえで、利益の水増しが行われたリベート総括表のサンプルを用いて操作手法を示せば、以下のとおりとなる。

【リベート操作が行われたリベート総括表】（図 6）

外神田店(ストリーム)仕入				20XX年X月度	操作後の金額		操作を除外した金額	
仕入	仕入	仕入	5,105,000,000	リベート	仕入リベート	16,000,000		34,000,000
		振替(DC・他店)	60,000,000		仕入リベート	5,000,000		7,000,000
		合計	5,165,000,000		合計	21,000,000		41,000,000
	返品	返品	-10,000,000	リベート	仕入リベート	-1,000,000		-1,000,000
		合計	-10,000,000		合計	-1,000,000		-1,000,000
		合計 A	① 5,155,000,000		合計 B	20,000,000		② 40,000,000
リベート	リベート	販売リベートA			40,000,000		40,000,000	
		販売リベートB			35,000,000		30,000,000	
		販売リベートC			30,000,000		20,000,000	
		販売リベートD			25,000,000		20,000,000	
		在庫リベート			5,000,000		5,000,000	
				④ 135,000,000		③ 115,000,000		
	仕入リベート計 B			20,000,000		40,000,000		
	合計 C	⑧ 155,000,000			⑤ 155,000,000			
合計 (A-C)				5,000,000,000	5,000,000,000			

日次
計上
項目

月次
計上
項目

一致

(以下は追記コメント)	仕入リベート	月次計上リベート	月間リベート計上額合計
会計計上数値	40,000,000	135,000,000	⑥ 175,000,000
実態数値	40,000,000	115,000,000	⑤ 155,000,000
リベート水増し分		20,000,000	⑦ 20,000,000

上で示した総括表の場合、この月は、5,155 百万円の仕入（①）に対して、仕入リベートが 40 百万円（②）計上されていた。これは、仕入時に計上される項目であるため、月次決算仕訳の入力前の段階で既に会計上反映済の項目である。

月次決算に際して、本来計上すべきリベート額は、販売リベート A 40 百万円・販売リベート B 30 百万円・販売リベート C 20 百万円・販売リベート D 20 百万円・在庫リベート 5 百万円で、合計 115 百万円（③）である。

【リベート操作が行われたリベート総括表】（図 6）のとおりに、この月は月次計上リベート項目を合計 20 百万円水増ししている。そのため、総括表上の月次計上リベート合計は、135 百万円（④）となっている。したがって、この総括表に基づき月次決算仕訳として、135 百万円の仕入値引が計上されることとなる。

以上から、本来 155 百万円（⑤）であるべきこの月の仕入値引額は、175 百万円（⑥）計上されることとなり、20 百万円水増しされる結果（⑦）となっている。

さらに、総括表上月間のリベート額合計は 155 百万円 (⑧) となっているため、外部証憑である A 社発行の請求書に表れる仕入値引相当額合計と整合することとなる。(総括表上での日次計上リベートと月次計上リベート内訳の操作であるため。)

なお、計上済みリベートの取崩しの際は、上記の方法と反対に、日次計上項目を増額し、月次計上項目を減額することで、その月に計上されるリベート総額を減額していた。

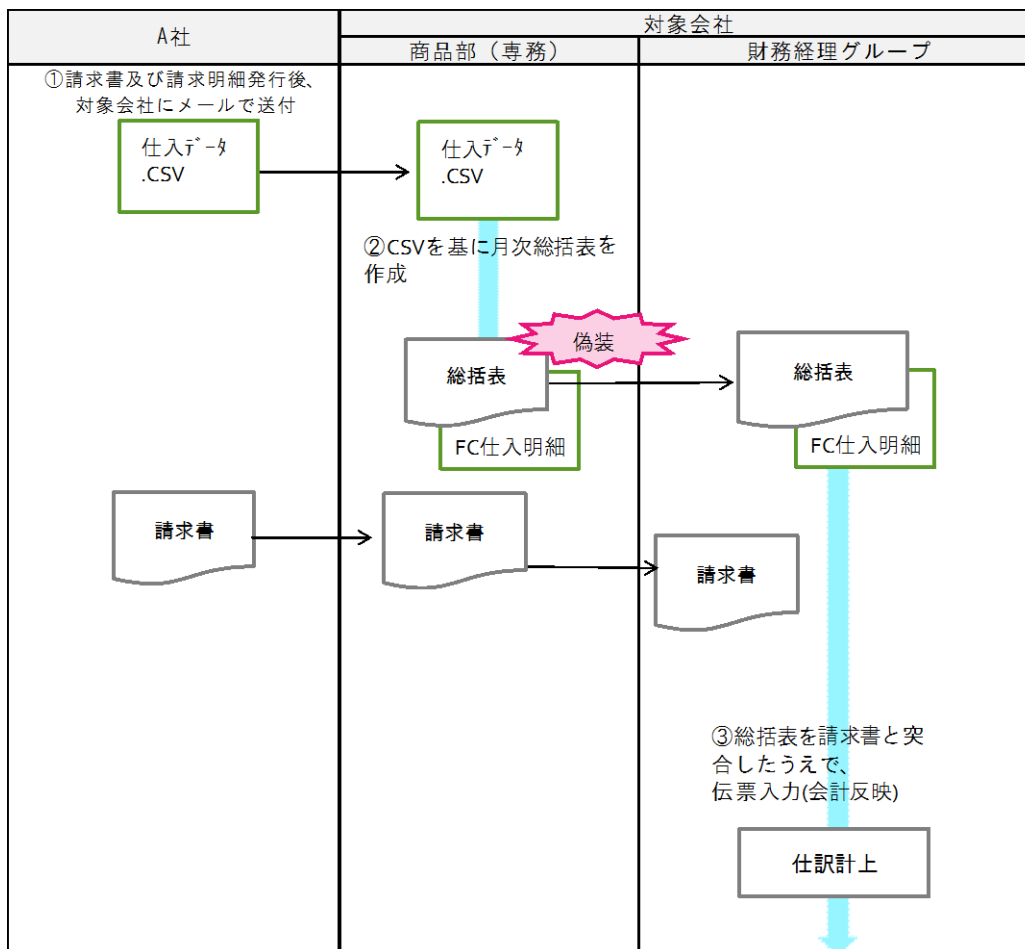
本案件におけるリベート操作では、大半の場合、上述の総括表上で日次計上リベートと月次計上リベートを同額増減させる手法が用いられていた。また、このほか見られた手法としては、外部から受領した総括表の基礎データ自体を、入手後に改ざんしたものが 1 件、日次計上リベートの一項目と月次計上リベートの一項目を数式上入れ替えたものが 1 件あった。

6 内部統制の状況に関する事実

(1) 月次計上リベートの計上フロー

月次決算におけるリベート計上は、下記のフローにより実施されていた。

【月次決算におけるリベート計上フロー図】（図 7）



【A 社からのデータ入手】

- A 社では、同社の POS 端末から請求データを集計し、CSV ファイルを出力する。
- A 社では、集計結果に基づいて、請求書を作成する。
- 各月 7 日前後に、CSV のファイルをメールで、請求書の表紙を FAX 又は PDF で、対象会社に送付する。
- 各月 10 日前後に、A 社の社判入りの請求書（各月厚さ 2~4cm）を紙で対象会社に送付する。

【商品部】

- CSV データの集計を行い、各月のリベート金額を集計した FC 仕入明細ファイルおよび総括表を作成する。
- 総括表を請求書の表紙と突合し、整合性を確かめる。

【経営管理部（財務経理グループ）】

- 商品部作成の総括表に基づき、月次決算で計上されるリベート項目の計上仕訳を行う。
- その際、A 社から送付を受けた請求書の表紙と総括表の金額の照合を実施する。

(2) 問題点

① 商品部内での内部牽制の不十分性

総括表の作成手続が作佐部専務のみによりになされており、作成者と承認者の分離等の内部統制が働かない状況にあった。本来、リベート額の集計作業は担当者が実施し、それを上長が確かめるといった縦の牽制が必要とされる。本件では、リベート情報の高い秘匿性を重視し、この集計を限られた人のみが実施しており、縦の牽制が効かない状況となっていた。

② 経営管理部における証憑突合の不十分性

経営管理部での仕訳計上にあたっての証憑突合に、不正を可能とする状況があった。経営管理部では、総括表と請求書表紙との合計での一致は確認しており、外部証憑との一義的な照合はなされていた。しかし、日次で計上されるリベートと、月次で計上されるリベートが両方存在するため、その内訳を操作された場合には不正な財務報告の余地が残る状態となっていた。請求書の明細は毎月 2~4 センチの厚さのあるものであるため、電卓による分類集計は困難と考えるが、基礎となったデータを商品部から入手するなどして、合計のみでなく月次計上リベートと日次計上リベートの内訳まで確認することができれば、商品部との間での部門間の横の牽制が働くこととなり、望ましかったといえる。

対象会社の複雑な商流とリベート体系をしっかりと把握し、経営管理部においても、ビジネスモデルの理解に基づく仕訳および証憑の検討を行うことができなかったことが、問題点として挙げられる。

統制上、こういった弱い部分が存在したことが、不正を行う機会を与えることとなったと考えられる。

7 不正の発生原因

本件事案における不正がなされた原因について、①動機・プレッシャー、②機会、③姿勢および正当化の 3 つの要素に分けて分析を行えば、以下のとおりとなる。

① 不正の動機・プレッシャー

架空リベート計上の大部分は、平成 20 年 1 月期に行われている。平成 20 年 1 月期は東証マザーズに上場（平成 19 年 2 月）した会計期間であり、業績に対する社

内及び社外からの強いプレッシャーにさらされていた可能性がある。

作佐部専務からのヒアリングの中でも、社長から各役職員に対して、売上及び利益の増加のために営業活動を強化するよう各種会議等でプレッシャーがあった旨の発言がなされている。社外からの業績向上に向けたプレッシャーを受け、社内的にも売上向上・利益向上に向けてのプレッシャーが強まっていたことが伺われる。

② 不正の機会

「6 内部統制の状況に関する事実」で記載した通り、月次決算において行われる A 社との間のリベート集計業務は、基本的には作佐部専務一人で行われており、商品部内及び経営管理部門との間で相互牽制が行われていなかった。

さらに、前述のとおり、家電小売業の購買関連リベートは非常に複雑な体系を有しており、対象会社の社内でその体系を理解しているものが限られていた。本来、経営管理部門の中でもこの点について主体的に把握をし、ビジネスモデルに対する理解に基づく経理処理がなされることが望ましい。しかし、対象会社では経理機能が主計部分に限られており、商品部からのデータに依拠した会計処理がなされていた。

したがって、不正を行おうとすれば実行可能な状況が、存在していたといえる。

③ 姿勢と不正の正当化

姿勢・正当化とは、不正を思いとどませるような倫理観、遵法精神の欠如であり、不正が可能な環境下でも不正を働かない堅い意思が持てない状態を指す。

前述のヒアリング結果から明らかなとおり、対象会社では、経営者に売上及び利益の極大化に対する意識があったことが伺われる。そのため、不正の実行者には会社のためであるとの認識があったことが考えられる。また、内部統制室の E 氏からは、対象会社においては内部統制の基本方針書が作成されてはいるものの、仮に不正があったとしても一社員が専務取締役に物申すことは難しい雰囲気があった旨の発言がヒアリングの中でなされている。このことから、対象会社における統制環境の醸成が不十分であり、倫理面での行動指針の浸透が効果的に行われていない面があったことが伺われる。

これらの諸要素が複合的に組み合わさり、実際に不正がなされたものと考えられる。

8 リベート操作に関する修正仕訳

不正な財務報告に関連する会計仕訳、あるべき会計仕訳及び修正仕訳は、以下のとおりである。

(単位:円)									
日付	会社仕訳			あるべき仕訳			修正仕訳		
	勘定科目	借方金額	貸方金額	勘定科目	借方金額	貸方金額	勘定科目	借方金額	貸方金額
平成20年1月期 第1四半期									
H19.3.31	買掛金 仕入値引 仮払消費税等	13,650,000	13,000,000 650,000				仕入値引 仮払消費税等 買掛金	13,000,000 650,000	13,650,000
H19.4.30	買掛金 仕入値引 仮払消費税等	74,944,855	71,376,053 3,568,802	買掛金 仕入値引 仮払消費税等	64,549,855	61,476,053 3,073,802	仕入値引 仮払消費税等 買掛金	9,900,000 495,000	10,395,000
計	買掛金 仕入値引 仮払消費税等	88,594,855	84,376,053 4,218,802	買掛金 仕入値引 仮払消費税等	64,549,855	61,476,053 3,073,802	仕入値引 仮払消費税等 買掛金	22,900,000 1,145,000	24,045,000
平成20年1月期 第2四半期									
H19.6.30	買掛金 仕入値引 仮払消費税等	15,750,000	15,000,000 750,000				仕入値引 仮払消費税等 買掛金	15,000,000 750,000	15,750,000
H19.7.31	買掛金 仕入値引 仮払消費税等	57,908,235	55,150,700 2,757,535	買掛金 仕入値引 仮払消費税等	23,808,548	22,674,808 1,133,740	仕入値引 仮払消費税等 買掛金	32,475,892 1,623,795	34,099,687
計	買掛金 仕入値引 仮払消費税等	73,658,235	70,150,700 3,507,535	買掛金 仕入値引 仮払消費税等	23,808,548	22,674,808 1,133,740	仕入値引 仮払消費税等 買掛金	47,475,892 2,373,795	49,849,687
平成20年1月期 第3四半期									
N/A									
平成20年1月期 第4四半期									
H19.11.30	買掛金 仕入値引 仮払消費税等	163,197,529	155,426,219 7,771,310	買掛金 仕入値引 仮払消費税等	131,697,529	125,426,219 6,271,310	仕入値引 仮払消費税等 買掛金	30,000,000 1,500,000	31,500,000
H19.12.28	買掛金 仕入値引 仮払消費税等	222,766,135	212,158,224 10,607,911	買掛金 仕入値引 仮払消費税等	144,016,135	137,158,224 6,857,911	仕入値引 仮払消費税等 買掛金	75,000,000 3,750,000	78,750,000
H20.1.31	買掛金 仕入値引 仮払消費税等	144,429,753	137,552,146 6,877,607	買掛金 仕入値引 仮払消費税等	112,929,753	107,552,146 5,377,607	仕入値引 仮払消費税等 買掛金	30,000,000 1,500,000	31,500,000
計	買掛金 仕入値引 仮払消費税等	530,393,417	505,136,589 25,256,828	買掛金 仕入値引 仮払消費税等	388,643,417	370,136,589 18,506,828	仕入値引 仮払消費税等 買掛金	135,000,000 6,750,000	141,750,000
平成20年1月期 通期									
(通期)	買掛金 仕入値引 仮払消費税等	692,646,507	659,663,342 32,983,165	買掛金 仕入値引 仮払消費税等	477,001,820	454,287,450 22,714,370	仕入値引 仮払消費税等 買掛金	205,375,892 10,268,795	215,644,687
平成21年1月期 第1四半期									
H20.3.31	買掛金 仕入値引 仮払消費税等	16,664,057	15,870,531 793,526	買掛金 仕入値引 仮払消費税等	6,164,057	5,870,531 293,526	買掛金 仕入値引 仮払消費税等	10,000,000 500,000	10,500,000
	買掛金 仕入値引 仮払消費税等	42,356,294	40,339,328 2,016,966	買掛金 仕入値引 仮払消費税等	38,156,294	36,339,328 1,816,966	買掛金 仕入値引 仮払消費税等	4,000,000 200,000	4,200,000
計	買掛金 仕入値引 仮払消費税等	59,020,351	56,209,859 2,810,492	買掛金 仕入値引 仮払消費税等	44,320,351	42,209,859 2,110,492	買掛金 仕入値引 仮払消費税等	14,000,000 700,000	14,700,000
平成21年1月期 第2四半期									
H20.6.30	買掛金 仕入値引 仮払消費税等	21,493,159	20,469,676 1,023,483	買掛金 仕入値引 仮払消費税等	16,243,159	15,469,676 773,483	買掛金 仕入値引 仮払消費税等	5,000,000 250,000	5,250,000
	買掛金 仕入値引 仮払消費税等	63,022,282	60,021,221 3,001,061	買掛金 仕入値引 仮払消費税等	52,522,282	50,021,221 2,501,061	買掛金 仕入値引 仮払消費税等	10,000,000 500,000	10,500,000
	買掛金 仕入値引 仮払消費税等	49,199,328	46,856,503 2,342,825	買掛金 仕入値引 仮払消費税等	43,949,328	41,856,503 2,092,825	買掛金 仕入値引 仮払消費税等	5,000,000 250,000	5,250,000
計	買掛金 仕入値引 仮払消費税等	133,714,769	127,347,400 6,367,369	買掛金 仕入値引 仮払消費税等	112,714,769	107,347,400 5,367,369	買掛金 仕入値引 仮払消費税等	20,000,000 1,000,000	21,000,000

(単位:円)

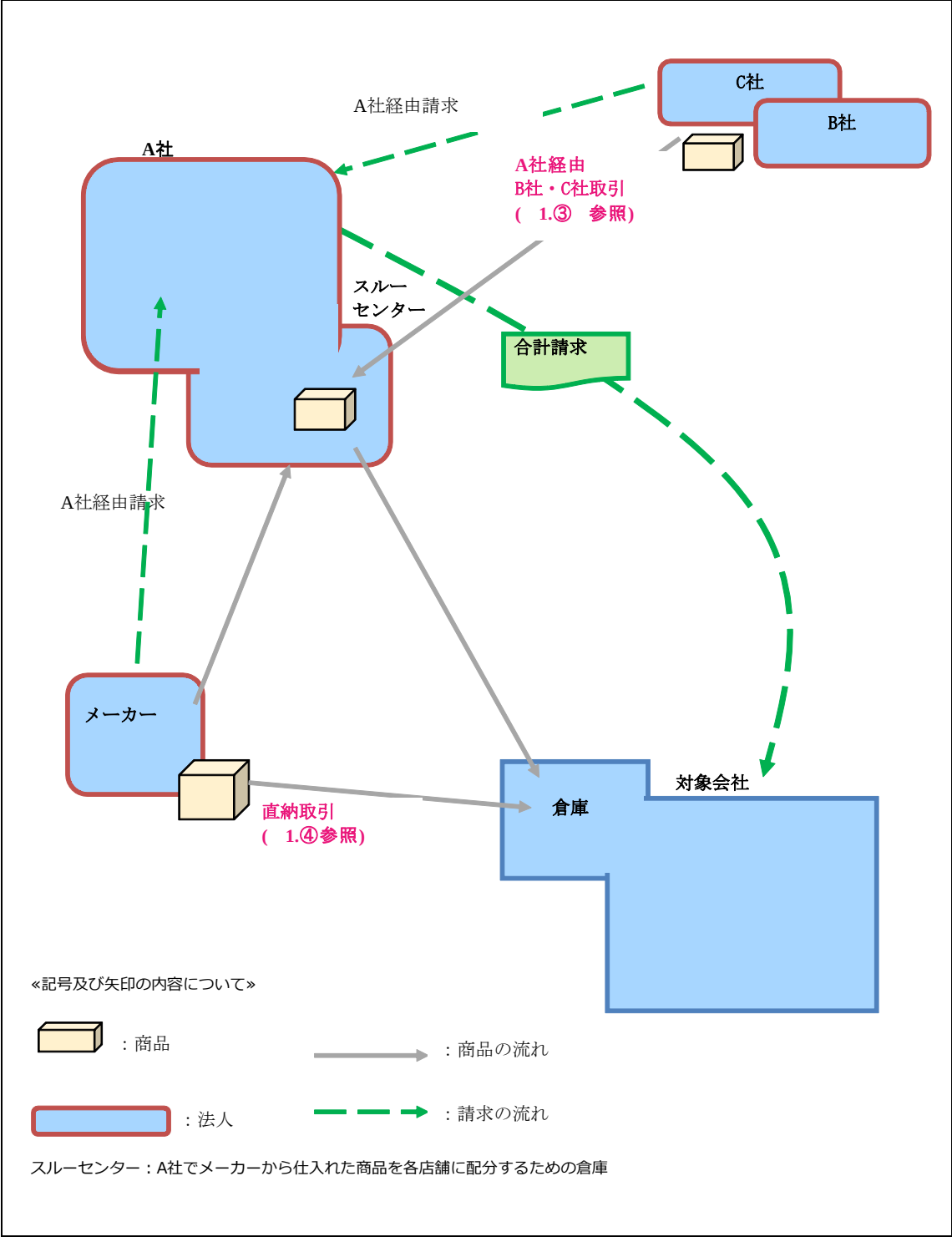
日付	会社仕訳			あるべき仕訳			修正仕訳		
	勘定科目	借方金額	貸方金額	勘定科目	借方金額	貸方金額	勘定科目	借方金額	貸方金額
平成21年1月期 第3四半期									
N/A									
平成21年1月期 第4四半期									
H21.1.31	買掛金 仕入値引 仮払消費税等	44,432,410	42,316,581 2,115,829	買掛金 仕入値引 仮払消費税等	53,882,410	51,316,581 2,565,829	買掛金 仕入値引 仮払消費税等	9,450,000	9,000,000 450,000
	買掛金 仕入値引 仮払消費税等	3,043,208	2,898,294 144,914	買掛金 仕入値引 仮払消費税等	11,877,923	11,312,308 565,615	買掛金 仕入値引 仮払消費税等	8,834,715	8,414,014 420,701
計	買掛金 仕入値引 仮払消費税等	47,475,618	45,214,875 2,260,743	買掛金 仕入値引 仮払消費税等	65,760,333	62,628,889 3,131,444	買掛金 仕入値引 仮払消費税等	18,284,715	17,414,014 870,701
平成21年1月期 通期									
(通期)	買掛金 仕入値引 仮払消費税等	240,210,738	228,772,134 11,438,604	買掛金 仕入値引 仮払消費税等	222,795,453	212,186,148 10,609,305	買掛金 仕入値引 仮払消費税等	16,585,986 829,299	17,415,285
H22年1月期 第4四半期									
H22.1.31	買掛金 仕入値引 仮払消費税等	125,659,955	119,676,148 5,983,807	買掛金 仕入値引 仮払消費税等	146,659,955	139,676,148 6,983,807	買掛金 仕入値引 仮払消費税等	21,000,000	20,000,000 1,000,000
平成23年1月期 第1四半期									
N/A									
平成23年1月期 第2四半期									
H22.7.31	買掛金 仕入値引 仮払消費税等	409,355,148	389,862,046 19,493,102	買掛金 仕入値引 仮払消費税等	430,355,148	409,862,046 20,493,102	買掛金 仕入値引 仮払消費税等	21,000,000	20,000,000 1,000,000
平成23年1月期 第3四半期									
H22.10.31	買掛金 仕入値引 仮払消費税等	371,074,254	353,404,051 17,670,203	買掛金 仕入値引 仮払消費税等	407,824,254	388,404,051 19,420,203	買掛金 仕入値引 仮払消費税等	36,750,000	35,000,000 1,750,000
平成23年1月期 第4四半期									
H22.11.30	買掛金 仕入値引 仮払消費税等	301,945,804	287,567,432 14,378,372	買掛金 仕入値引 仮払消費税等	333,445,804	317,567,432 15,878,372	買掛金 仕入値引 仮払消費税等	31,500,000	30,000,000 1,500,000
H22.12.31	買掛金 仕入値引 仮払消費税等	400,673,474	381,593,785 19,079,689	買掛金 仕入値引 仮払消費税等	426,923,474	406,593,785 20,329,689	買掛金 仕入値引 仮払消費税等	26,250,000	25,000,000 1,250,000
H23.1.31	買掛金 仕入値引 仮払消費税等	452,017,245	430,492,614 21,524,631	買掛金 仕入値引 仮払消費税等	473,017,245	450,492,614 22,524,631	買掛金 仕入値引 仮払消費税等	21,000,000	20,000,000 1,000,000
計	買掛金 仕入値引 仮払消費税等	1,154,636,523	1,099,653,831 54,982,692	買掛金 仕入値引 仮払消費税等	1,233,386,523	1,174,653,831 58,732,692	買掛金 仕入値引 仮払消費税等	78,750,000	75,000,000 3,750,000
平成23年1月期 通期									
(通期)	買掛金 仕入値引 仮払消費税等	1,935,065,925	1,842,919,928 92,145,997	買掛金 仕入値引 仮払消費税等	2,071,565,925	1,972,919,928 98,645,997	買掛金 仕入値引 仮払消費税等	136,500,000	130,000,000 6,500,000
平成24年1月期									
N/A									

第6 A社に対する買掛金の違算に関する事実関係について

1 A社に対する仕入取引の概要について

① 仕入取引の全体図

(図 8)



② A 社との取引条件等

対象会社と A 社との取引条件は月末締め翌月末払いである。したがって、当月仕入金額と月末の買掛金残高は原則として一致する。

A 社側の収益認識基準は仕入先の検収基準である。

③ A 社経由の B 社及び C 社との取引について

B 社及び C 社との仕入取引は当初、対象会社と直接行われており、支払条件はいずれも月末締め翌月末払いであった。B 社及び C 社の収益認識基準は、出荷基準である。

平成 19 年 6 月より B 社との取引の全て、C 社との取引の一部が A 社経由の取引に変更となった。当該変更に伴い支払条件は、月末締め翌月末払いから B 社は 25 日締めに変更になった。C 社は、出荷基準で認識している C 社側との違算が発生しないよう交渉した結果、対象会社の四半期決算月に関して、四半期決算月末日の前日締め翌月末払いに変更した。

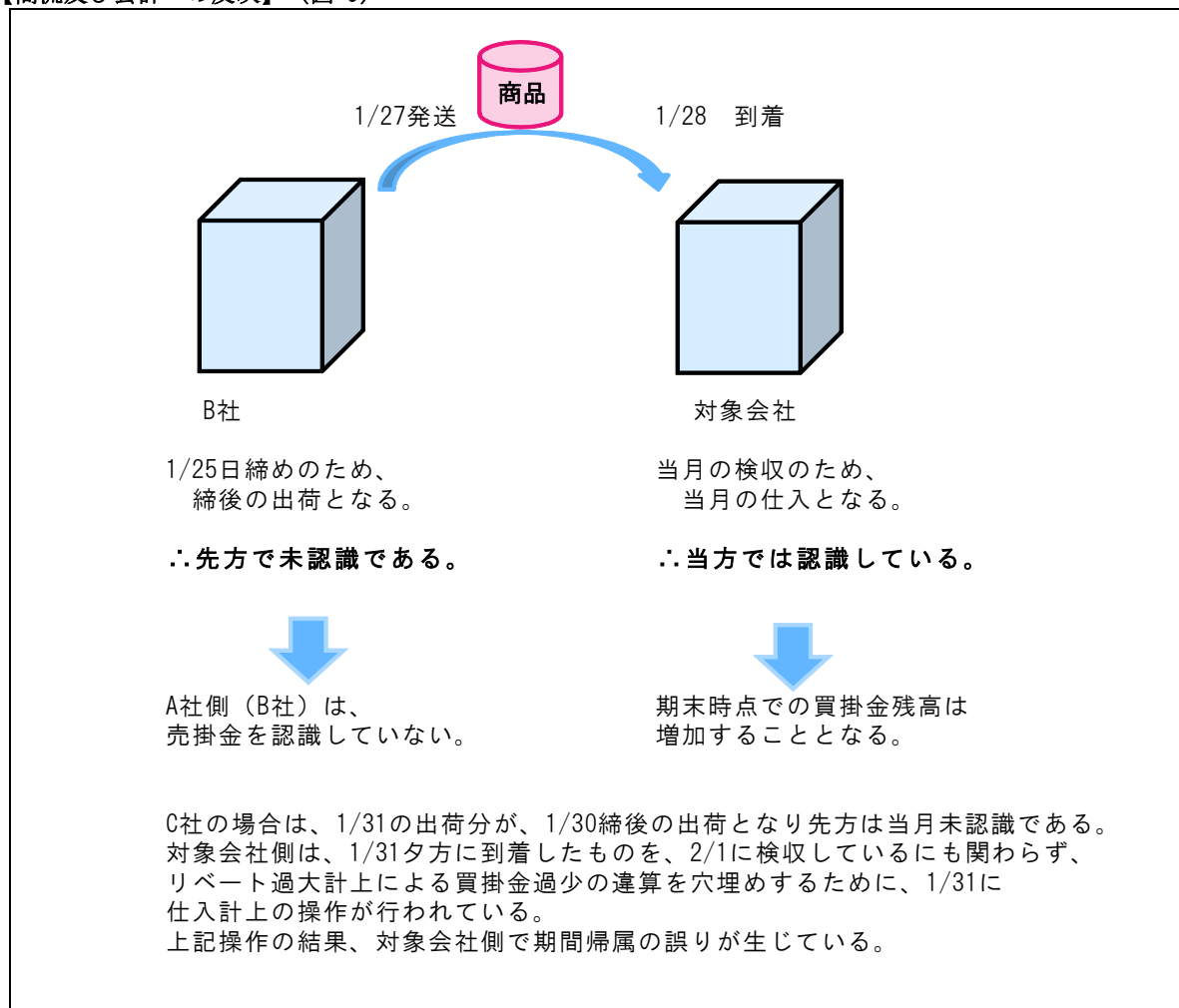
あずさ監査法人に対して A 社経由に変更となった事実は伝えていたが、リベートの過大計上による買掛金過小の違算を解消する方向の効果があるため、支払条件が変更となった点を意図的に伝えていなかった。

前述の通り、B 社及び C 社の四半期決算月の締日は、それぞれ 25 日及び決算日の前日である。そのため、締日の翌日以降（B 社：26 日、C 社：決算日）決算日までの出荷分は、決算月の請求額に含まれず、翌期の請求となっている。

一方、対象会社では、決算日までに検収した商品につき仕入を計上しているのに対して、A 社側は翌期に売上計上するため、認識時点に差異が生じていた。

C 社に関しては、出荷基準による売上計上と対象会社側の検収基準による翌期の仕入計上による違算が生じないように交渉し、四半期決算日の前日までの取引を請求するよう依頼していたが、当該交渉内容を逆手にとって、翌期に仕入計上すべきものを意図的に決算日に仕入計上することにより対象会社側で過大に仕入計上を行い、リベートの過大計上により生じている買掛金の過小部分を穴埋めする操作に用いられている。

【商流及び会計への反映】（図 9）



会社	締日	締日の翌日以降の請求	対象会社	A 社
B 社	25 日	締日の翌日以降分は翌月請求 (26 日から月末日)	当月買掛金計上	翌月請求
C 社	四半期決算 日の前日	決算日分は翌月請求	当月買掛金計上	翌月請求

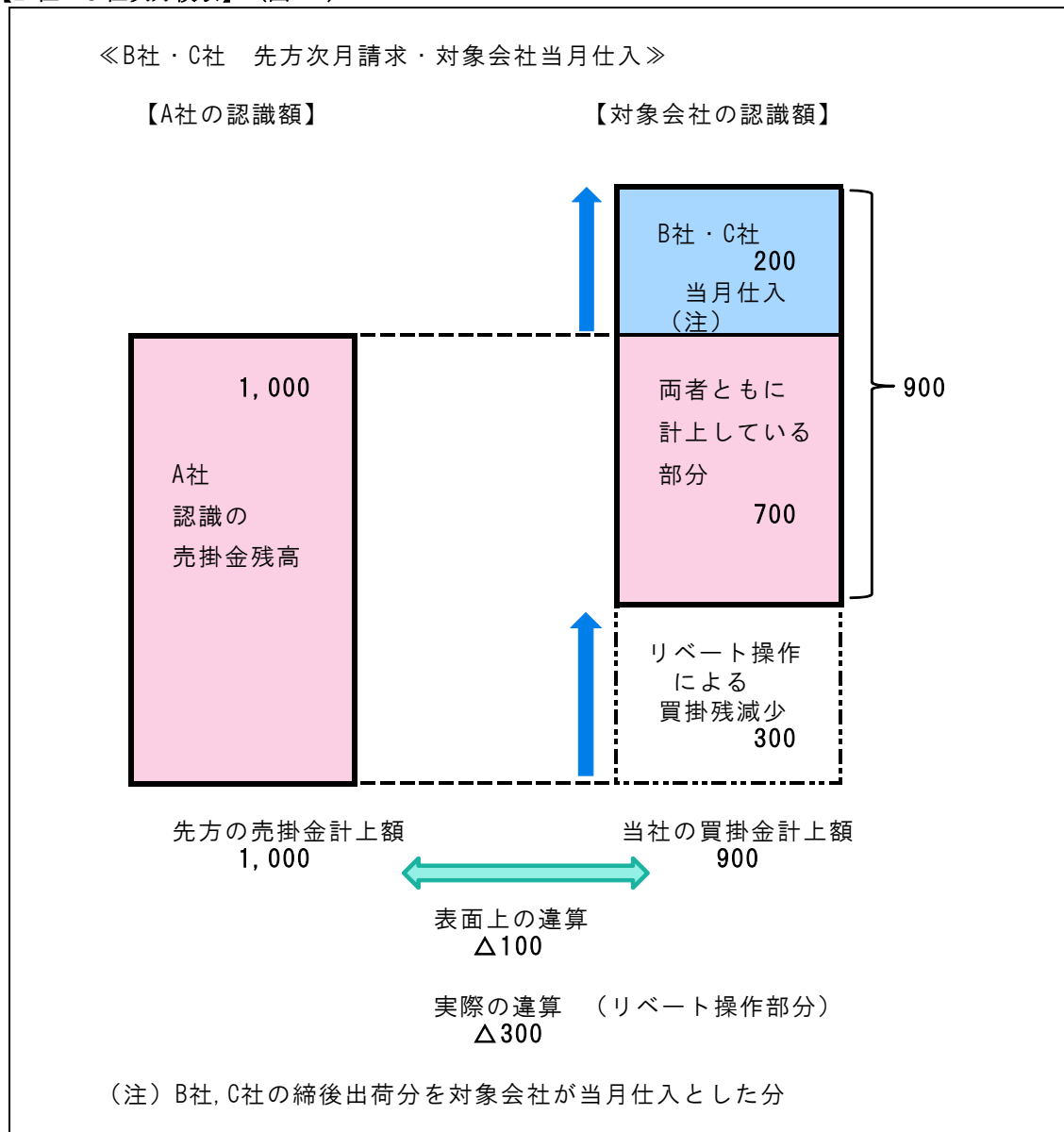
上記の原因により生じた差異は対象会社側の買掛金過大として差異調整すべきものであるが、「第 5 不適切な仕入リベート計上に関する事実関係」で記載したリベート過大計上、後述の「4 買掛金違算の主要因」にて記載する販売リベート A の調整及び A 社請求額との調整により生じた買掛金の違算（過小）を穴埋めし、表面上の違算を小さく見せる効果を有していた。

会社は、上記事実をあずき監査法人に意図的に伝えないことにより、リベートの過

大計上が発覚しないようにするとともに、販売リベート A 部分の調整が行われていないことも把握できない形となっていた。

また、A 社に対する買掛金の残高確認において A 社回答額との違算が実態より小額になるよう意図的な操作が行われていたこととなる。

【B 社・C 社次月検収】（図 10）



リベート操作による実際の違算は $\Delta 300$ であるが、あずさ監査法人に伝えていない B 社等の月次締め後の仕入を 200 計上することにより、表面上の違算を $\Delta 100$ と小さく見せている。

作佐部専務は表面上生じている違算 $\Delta 100$ に関して、本来は対象会社側で修正（そ

の他リベート/買掛金)が必要であるにもかかわらず、あずさ監査法人に対して違算の主要因はA社側のカットオフエラーとして虚偽の説明を行うとともに、資料として改ざんしたデータを提出していた。

④ A社からの直納取引について

A社からの仕入取引には、対象会社の倉庫に直接納品される直納取引がある。

直納取引の仕入計上の流れは以下のとおりである。

<平成20年12月まで>

- 自社倉庫の検収日に基幹システム上、仕入計上を行う。
- 同日に納品書を本社へFAXする。
- 本社では、POS端末に、FAXされてきた納品書に基づき商品受入内容の入力を行う。
- A社側は対象会社がPOS端末に入力した日に、検収基準に基づき売上計上を行う。
- 対象会社の仕入計上日とA社の売上計上日にずれはなく、両社の債権債務の認識に差異は生じない。

<平成21年1月以降>

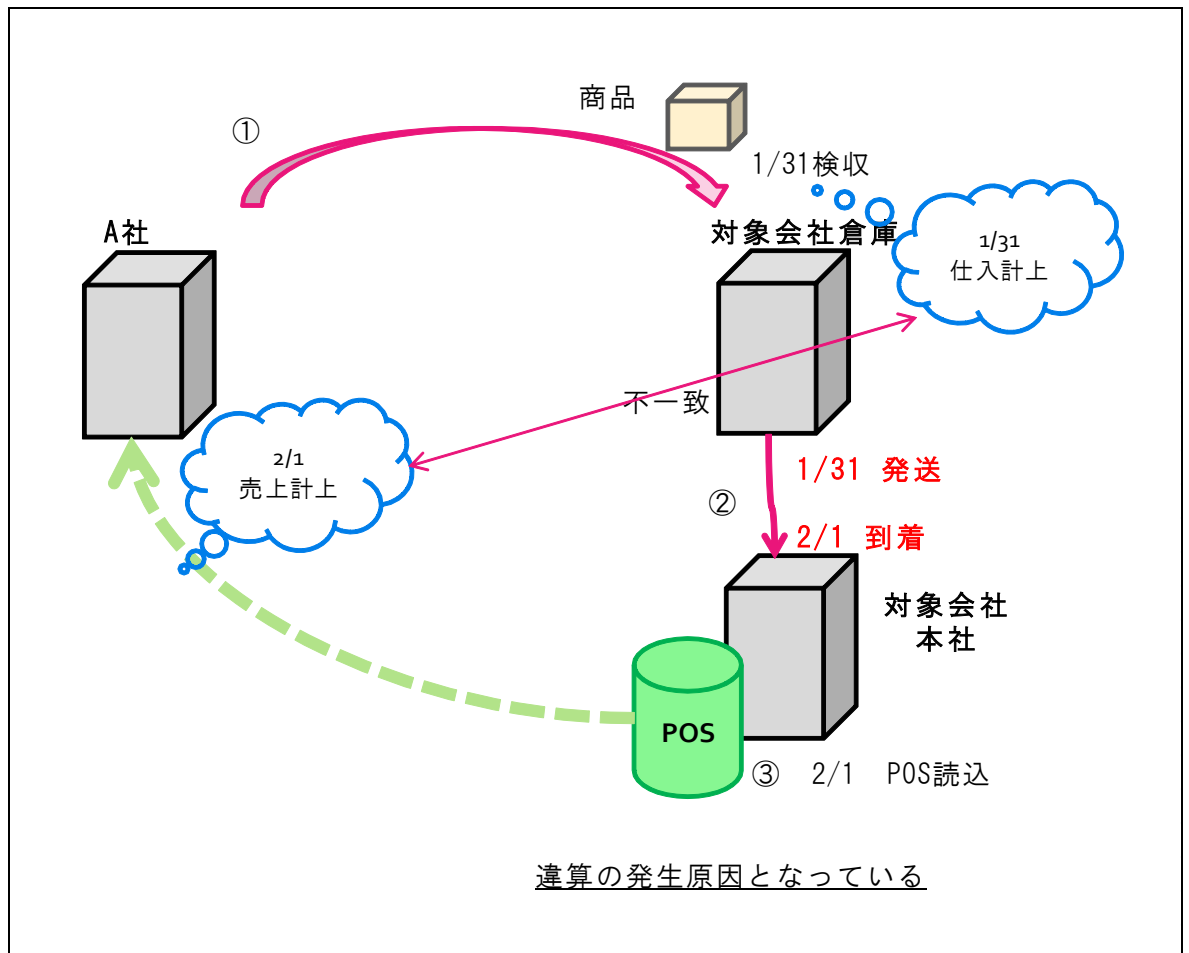
倉庫での仕入計上までの流れは平成20年12月までの処理と変更はない。

A社からの納品書を仕入計上日に本社へFAXせず、翌日本社へ到着する形で送付する。

本社では翌日POS端末に入力するためA社側の収益認識は対象会社の仕入計上日の翌日となる。その結果、決算日の直納取引に関して対象会社側は決算日に仕入計上、A社側は翌日に収益計上するため、対象会社側の買掛金が過大方向の違算の発生要因となる。

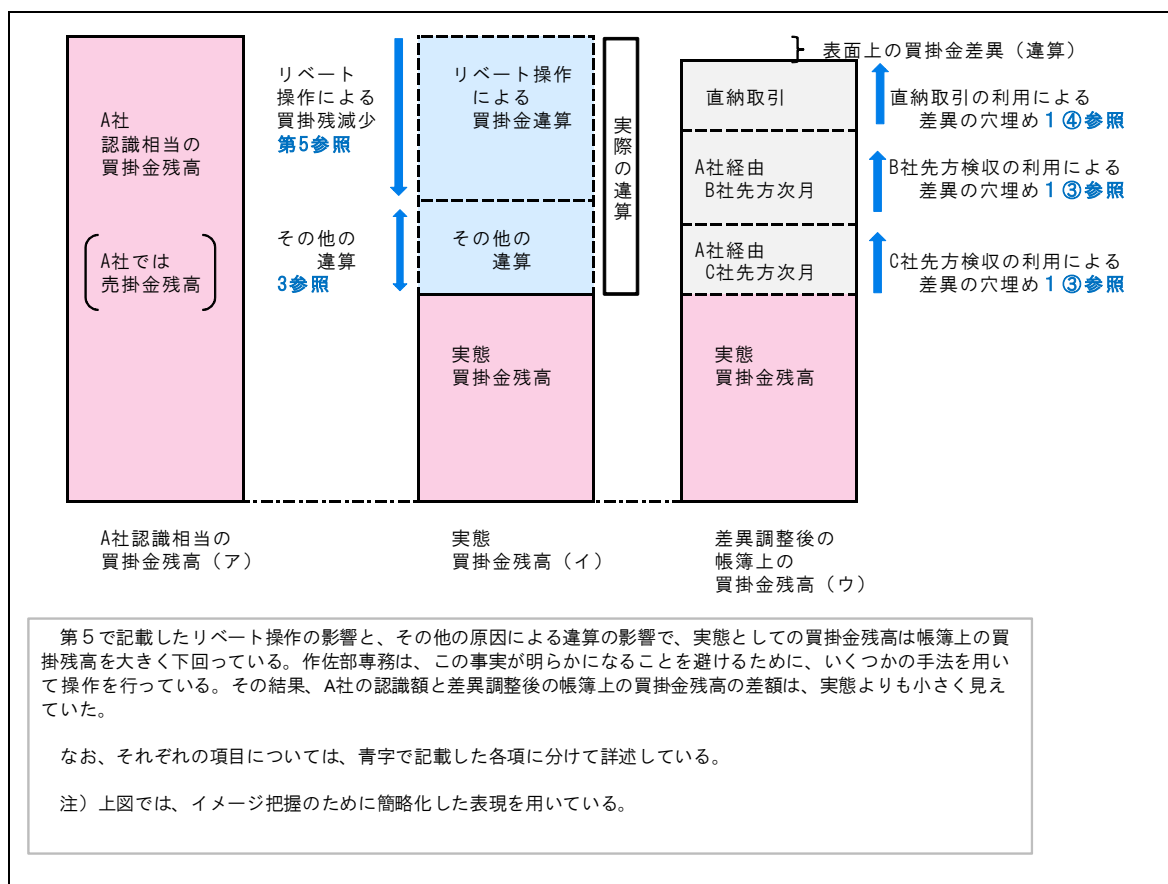
平成21年1月以降の直納取引は③のA社経由のB社及びC社との取引と同様、対象会社側の買掛金過大として差異調整すべきものであるが買掛金違算額(過小)を穴埋めし、表面上の違算を小さく見せる効果を有していた。また、あずさ監査法人側に当該事実を伝えておらず、リベートの不正による過大計上等の把握を困難にし、残高確認状の差異も表面上小さくなっていた。

【直納取引の流れ】（図 11）



2 買掛金違算の全体像

【図 12】



3 買掛金違算の概況

買掛金の調整表

(単位：百万円)

	平成 19 年 1 月期	平成 20 年 1 月期	平成 20 年 3 月	平成 21 年 1 月期	平成 22 年 1 月期	平成 23 年 1 月期
a 帳簿残高	327	967	1,165	888	1,380	1,528
b A 社請求	330	1,034	1,513	889	1,525	1,472
c 表面上の違算 a-b	△2	△67	△347	△0	△145	56
d B 社締日後取引	—	150	43	84	149	110
e C 社月末日取引	—	80	△64	88	—	92
f 月末直納取引	—	—	—	163	2	—
g 実際の違算 c-d-e-f	△2	△297	△327	△336	△294	△145
h リベート操作影響額	—	△205	△219	△221	△201	△71
i その他違算 g-h	△2	△92	△107	△114	△92	△73

(説明)

①表面上の違算（上記調整表 c）

前頁 2. 買掛金違算の全体像（図 12）の

（ア）A 社認識相当の買掛金残高（A 社請求金額）と

（ウ）の差異調後の買掛金帳簿残高に直納取引、A 社経由 B 社、A 社経由 C 社取引を加えた買掛金帳簿金額

との差額部分である。

②実際の違算（上記調整表 g）

前頁 2. 買掛金違算の全体像（図 12）（イ）の「リベート操作による違算」と「その他の違算」の合計金額である。

③リベート操作影響額（上記調整表 h）とその他違算（上記調整表 i）

リベート操作影響額は第 5 に記載した不適切な仕入リベート計上による違算である。

その他違算は、リベート操作影響額以外の違算である。

4 買掛金違算の主要因

実際の違算（過小）は、平成 19 年 1 月期にほとんど発生していなかったが、平成 19 年 2 月から、販売リベート A の計上を発生ベースに変更する直前月である平成 20 年 3 月までの 14 ヶ月間に大部分が発生している。

上記 14 ヶ月間に実際の違算（過小）が多額に発生した要因は以下の事項である。

① A 社月次リポートの不正による過大計上（平成 20 年 3 月：△219 百万円 大部分が平成 20 年 3 月までに行われている）

② 平成 19 年 1 月期に実施されていた以下の決算整理が実施されていなかったため「その他の違算」が多額に発生（平成 20 年 3 月：△107 百万円）。担当者が、A 社出向者から作佐部専務に交代しており、事務手続が引継がれなかった可能性がある。

ア 売上時に計上すべき販売リポート A を仕入時に先行して値引計上しているため、月末時に残っている商品勘定及び買掛金が先行して値引されている部分だけ過小になっているための補正（商品及び買掛金を積増す）

イ アを補正した帳簿金額と A 社請求金額との差額をその他リポートで調整（仕入データと請求データを照合する内部統制が無く、差異内容を把握できないことから、A 社とのフランチャイズ契約のフランチャイジー側として A 社に合わせる方法を採用しているものと考えられる）

実際の違算（過小）が、上記 14 ヶ月間に多額に発生しているため、当該事実をあずさ監査法人に露見させないために、以下の監査法人対策を作佐部専務が行った結果、表面上の違算が少なく見える形に操作されている。

③ 対象会社側の買掛金過大方向としてマイナス調整すべき以下の項目について意図的にあずさ監査法人に伝えていなかった。

ア A 社経由の B 社及び C 社との取引の締日が月末締めから月の途中に変更されていた（1 ③参照 対象会社当期仕入計上、A 社翌期売上）

イ 期末日直納取引に関して対象会社側当月仕入、POS 端末の受入を翌期に操作（1 ④参照 対象会社当期仕入、A 社翌期売上）

表面上の違算の差異調整に関しては、主として A 社が決算日に出荷し、対象会社側翌期仕入のカットオフエラーとして虚偽の説明を行うとともに、あずさ監査法人へ差異調整の根拠として提出するデータを、調整額に合うように改ざんしていた。

5 買掛金違算発生のその他の要因

対象会社は多品種の家電を大量に仕入しており、本来であれば仕入データと請求データを照合し不照合のデータを把握し、分析するという内部統制システムの構築が必要な業態である。仕入データと請求データとの照合のシステムが構築されていれば、違算の発生要因を分析し、違算の実態が把握可能であったと考えられる。また、違算の発生要

因には A 社側の誤請求の可能性もあり、誤った金額による買掛金計上額を支払うことによる会社財産の流出を防ぐことも可能であった。

ただし、対象会社は A 社とのフランチャイズ契約のフランチャイジー側として、A 社請求金額に調整していた経緯があること、東証マザーズ上場後 A 社からの仕入金額が急激に増加していること等を総合的に勘案した結果、A 社に対する仕入データと請求データとの照合システムの構築が未整備であった点はやむを得ないものとする。

6 買掛金違算に関する会計処理

販売リベート A の処理が仕入時に先行計上されているにもかかわらず、平成 19 年 1 月期に行われていた月次決算整理が行われていなかった平成 20 年 1 月期及び平成 20 年 3 月において平成 19 年 1 月期と同様の会計処理が行われていた場合の修正は以下のとおりである。

(単位：百万円)

年月	販売リベート A 部分の調整	A 社請求金額との 違算の処理
平成 20 年 1 月 (平成 20 年 1 月期)	商品 33 /買掛金 34 消費税 1	仕入値引 58 /買掛金 61 消費税 3
平成 20 年 3 月 (平成 21 年 1 月期 第 1 四半期)	商品 38 /買掛金 40 消費税 2 ＜平成 20 年 1 月の洗替＞ 買掛金 34 /商品 33 消費税 1	仕入値引 10 /買掛金 11 消費税 1
平成 20 年 4 月 (平成 21 年 1 月期 第 1 四半期)	売上原価 38/商品 38	

対象会社の商品の回転期間は 1 ヶ月未満であるため、平成 20 年 3 月の商品は全て平成 20 年 4 月に売却されたものとみなして売上原価への振替を行っている。

販売リベート A の処理を発生ベースに変更したため、販売リベート A の処理の違いによる違算が発生しなくなった平成 20 年 4 月以降においても、平成 20 年 3 月までに発生していたほど多額ではないが、違算が発生している。

当該違算の中には A 社側の原因によるものも含まれていると考えられるが、通常の商慣習では請求書が到着した月、遅くとも 3 ヶ月以内に仕入先側に請求誤りを伝えて支払保留等をしない限り、支払った金額を取り戻すことは出来ない。対象会社では A 社との取引開始以来、現在まで A 社側の請求金額通りの支払いを継続している。したがって、A 社側の請求誤りが把握できたとしても、取り戻すことは出来ない。

また、A 社とフランチャイズ契約を締結しており、フランチャイジー側として、A 社の請求データに帳簿金額を合わせる方法を採用することも合理性がないとは言えない処理であるとする。

以上の結果、平成 21 年 1 月期第 2 四半期以降の違算の処理は以下の通りとなる。

(単位：百万円)

決算期	A 社請求金額との違算の処理 △貸方
平成 21 年 1 月期 第 2 四半期から期末	仕入値引 6
平成 22 年 1 月期	仕入値引 △21
平成 23 年 1 月期	仕入値引 △19

7 買掛金の違算に関する修正仕訳

買掛金の違算に関する修正仕訳は、以下のとおりである。

(単位:円)

日付	会社仕訳			あるべき仕訳			修正仕訳		
	勘定科目	借方金額	貸方金額	勘定科目	借方金額	貸方金額	勘定科目	借方金額	貸方金額
平成20年1月期 第4四半期									
H20.1.31		N/A		商品 仮払消費税等 買掛金	33,557,446 1,677,872	35,235,318	商品 仮払消費税等 買掛金	33,557,446 1,677,872	35,235,318
H20.1.31		N/A		仕入値引 仮払消費税等 買掛金	58,921,959 2,946,097	61,868,056	仕入値引 仮払消費税等 買掛金	58,921,959 2,946,097	61,868,056
(通期)		N/A		商品 仕入値引 仮払消費税等 買掛金	33,557,446 58,921,959 4,623,969	97,103,374	商品 仕入値引 仮払消費税等 買掛金	33,557,446 58,921,959 4,623,969	97,103,374
平成21年1月期 第1四半期									
H20.3.31		N/A		買掛金 商品 仮払消費税等	35,235,318	33,557,446 1,677,872	買掛金 商品 仮払消費税等	35,235,318	33,557,446 1,677,872
		N/A		商品 仮払消費税等 買掛金	38,367,230 1,918,361	40,285,591	商品 仮払消費税等 買掛金	38,367,230 1,918,361	40,285,591
		N/A		仕入値引 仮払消費税等 買掛金	10,546,678 527,333	11,074,011	仕入値引 仮払消費税等 買掛金	10,546,678 527,333	11,074,011
H20.4.30		N/A		売上原価 商品	38,367,230	38,367,230	売上原価 商品	38,367,230	38,367,230
1Q 計		N/A		買掛金 商品 仮払消費税等 仕入値引 売上原価	767,822 10,546,678 38,367,230	16,124,284 33,557,446	買掛金 商品 仮払消費税等 仕入値引 売上原価	767,822 10,546,678 38,367,230	16,124,284 33,557,446
平成21年1月期 第2四半期									
H20.7.31		N/A							
平成21年1月期 第3四半期									
H20.10.31		N/A							
平成21年1月期 第4四半期									
H21.1.31		N/A		仕入値引 仮払消費税等 買掛金	6,867,326 343,366	7,210,692	仕入値引 仮払消費税等 買掛金	6,867,326 343,366	7,210,692
平成21年1月期 通期									
(通期)		N/A		買掛金 商品 仮払消費税等 仕入値引 売上原価	23,334,976 33,557,446 1,111,188 17,414,004 38,367,230	23,334,976 33,557,446	買掛金 商品 仮払消費税等 仕入値引 売上原価	23,334,976 33,557,446 1,111,188 17,414,004 38,367,230	23,334,976 33,557,446
H22年1月期									
H22.1.31		N/A		買掛金 仕入値引 仮払消費税等	22,798,790	21,713,134 1,085,656	買掛金 仕入値引 仮払消費税等	22,798,790	21,713,134 1,085,656
平成23年1月期									
H23.1.31		N/A		買掛金 仕入値引 仮払消費税等	20,342,851	19,374,144 968,707	買掛金 仕入値引 仮払消費税等	20,342,851	19,374,144 968,707

(単位:円)

日付	会社仕訳			あるべき仕訳			修正仕訳		
	勘定科目	借方金額	貸方金額	勘定科目	借方金額	貸方金額	勘定科目	借方金額	貸方金額
平成20年1月期第4四半期									
H20.1.31	仕入 買掛金 仮払消費税等	80,845,405 4,042,270	84,887,675		N/A		仕入 買掛金 仮払消費税等	84,887,675 4,042,270	80,845,405 4,042,270
	商品 仕入	80,845,405	80,845,405		N/A		商品 仕入	80,845,405	80,845,405
	計	買掛金 仮払消費税等 商品	84,887,675 4,042,270 80,845,405				買掛金 仮払消費税等 商品	84,887,675 4,042,270 80,845,405	
平成21年1月期 第1四半期									
H20.4.30	仕入 買掛金 仮払消費税等	24,191,500 1,209,575	25,401,075		N/A		仕入 買掛金 仮払消費税等	25,401,075 1,209,575	24,191,500 1,209,575
	商品 仕入	24,191,500	24,191,500		N/A		商品 仕入	24,191,500	24,191,500
	計	買掛金 仮払消費税等 商品	25,401,075 1,209,575 24,191,500		N/A		買掛金 仮払消費税等 商品	25,401,075 1,209,575 24,191,500	
平成21年1月期 第2四半期									
H20.7.31	仕入 買掛金 仮払消費税等	38,962,800 1,948,140	40,910,940		N/A		仕入 買掛金 仮払消費税等	40,910,940 1,948,140	38,962,800 1,948,140
	商品 仕入	38,962,800	38,962,800		N/A		商品 仕入	38,962,800	38,962,800
	計	買掛金 仮払消費税等 商品	40,910,940 1,948,140 38,962,800				買掛金 仮払消費税等 商品	40,910,940 1,948,140 38,962,800	
平成21年1月期 第3四半期									
H20.10.30	仕入 買掛金 仮払消費税等	112,359,400 5,617,970	117,977,370		N/A		仕入 買掛金 仮払消費税等	117,977,370 5,617,970	112,359,400 5,617,970
	商品 仕入	112,359,400	112,359,400		N/A		商品 仕入	112,359,400	112,359,400
	計	買掛金 仮払消費税等 商品	117,977,370 5,617,970 112,359,400				買掛金 仮払消費税等 商品	117,977,370 5,617,970 112,359,400	
平成21年1月期 第4四半期									
H21.1.31	仕入 買掛金 仮払消費税等	88,694,350 4,434,718	93,129,068		N/A		仕入 買掛金 仮払消費税等	93,129,068 4,434,718	88,694,350 4,434,718
	商品 仕入	88,694,350	88,694,350		N/A		商品 仕入	88,694,350	88,694,350
	計	買掛金 仮払消費税等 商品	93,129,068 4,434,718 88,694,350				買掛金 仮払消費税等 商品	93,129,068 4,434,718 88,694,350	
H22年1月期 第1四半期									
H21.4.30	仕入 買掛金 仮払消費税等	83,382,650 4,169,133	87,551,783		N/A		仕入 買掛金 仮払消費税等	87,551,783 4,169,133	83,382,650 4,169,133
	商品 仕入	83,382,650	83,382,650		N/A		商品 仕入	83,382,650	83,382,650
	計	買掛金 仮払消費税等 商品	87,551,783 4,169,133 83,382,650				買掛金 仮払消費税等 商品	87,551,783 4,169,133 83,382,650	
H22年1月期 第2四半期									
H21.7.31	仕入 買掛金 仮払消費税等	29,732,350 1,486,618	31,218,968		N/A		仕入 買掛金 仮払消費税等	31,218,968 1,486,618	29,732,350 1,486,618
	商品 仕入	29,732,350	29,732,350		N/A		商品 仕入	29,732,350	29,732,350
	計	買掛金 仮払消費税等 商品	31,218,968 1,486,618 29,732,350				買掛金 仮払消費税等 商品	31,218,968 1,486,618 29,732,350	
平成23年1月期 第4四半期									
H23.1.31	仕入 買掛金 仮払消費税等	92,372,110 4,618,606	96,990,716		N/A		仕入 買掛金 仮払消費税等	96,990,716 4,618,606	92,372,110 4,618,606
	商品 仕入	92,372,110	92,372,110		N/A		商品 仕入	92,372,110	92,372,110
	計	買掛金 仮払消費税等 商品	96,990,716 4,618,606 92,372,110				買掛金 仮払消費税等 商品	96,990,716 4,618,606 92,372,110	

第7 調査過程で検出されたその他の事実について

1 その他の事実の概要

当委員会は、対象会社が多数の取引先からリベートを受けている点から、A社以外の取引先についても同様の不正なリベート操作が行われている可能性がある判断し、対象会社及び対象会社の子会社（株式会社イーベスト、株式会社特価COM、上海多思励国際貿易有限公司）において計上されたリベートのうち、金額100万円以上の取引を抽出し調査を行った。調査は、関係者へのヒアリング、会計伝票及び請求書等の根拠証憑との突合により実施した。

調査の結果、A社以外の取引先からのリベートについては、本件に類似する不正操作は発見されなかった。ただし、リベートの期間帰属の誤りが2件検出された。

① 平成20年1月期中間会計期間に係る期間帰属誤り

会計伝票及び請求書等の根拠証憑との突合の結果、平成20年1月期下半期において、上半期に計上すべきリベートが検出された。

② 平成19年10月から平成20年6月までに係る期間帰属誤り

会計伝票及び請求書等の根拠証憑との突合の結果、契約上、平成19年10月から平成20年6月までの間に分割して計上すべきリベートについて、平成20年6月に一括して計上していた。

あるべき会計処理として、平成20年6月に計上したリベートを平成19年10月から平成20年6月までの期間に配分する処理が必要である。

2 会計期間ごとの影響額（サマリー）

検出された期間帰属の誤りによる売上総利益、営業利益、経常利益、税引前当期純利益への影響額（税抜）は以下の通りである（＋は利益増加方向、△は利益減少方向）。

対象となる会計期間	影響額
平成20年1月期 中間	＋1,029 千円
平成20年1月期 期末	＋5,878 千円
平成21年1月期 中間	△5,878 千円

3 修正仕訳

関連する会社仕訳、あるべき仕訳及び修正仕訳は以下の通りである。

(単位:円)

日付	会社仕訳			あるべき仕訳			修正仕訳		
	勘定科目	借方金額	貸方金額	勘定科目	借方金額	貸方金額	勘定科目	借方金額	貸方金額
平成20年1月期 上半期									
H19.7.31		N/A		買掛金 仕入値引 仮払消費税等	1,080,975	1,029,500 51,475	買掛金 仕入値引 仮払消費税等	1,080,975	1,029,500 51,475
平成20年1月期 下半期									
H19.10.31	買掛金 仕入値引 仮払消費税等	1,080,975	1,029,500 51,475	買掛金 仕入値引 仮払消費税等	6,172,718	5,878,780 293,938	買掛金 仕入値引 仮払消費税等	5,091,743	4,849,280 242,463
平成20年1月期 通期									
H20.1.31	買掛金 仕入値引 仮払消費税等	1,080,975	1,029,500 51,475	買掛金 仕入値引 仮払消費税等	7,253,693	6,908,280 345,413	買掛金 仕入値引 仮払消費税等	6,172,718	5,878,780 293,938
平成21年1月期 上半期									
H20.7.31	買掛金 仕入値引 仮払消費税等	10,500,000	10,000,000 500,000	買掛金 仕入値引 仮払消費税等	4,327,282	4,121,220 206,062	買掛金 仕入値引 仮払消費税等	5,878,780 293,938	6,172,718

第8 関係者の責任に関する意見

1 取締役の責任に関する意見

(1) 作佐部専務取締役の責任

① A社に対するリベートの不正計上について

作佐部専務は、「第5 3 リベート操作手法の概要、6 内部統制の状況に関する事実」に記載のとおり、平成20年3月以降、平成23年1月までの間、本件不正計上について、自らが計画し、その実行をしている。当時、作佐部専務は、商品部長（平成21年3月まで）兼営業本部長兼専務取締役の地位にあったものである。

不正計上の手法は、月次決算においてA社に対するリベート計上のために作成しているエクセルシートにおいて、月次計上するリベート金額を増減すると同時に、日次計上のため月次決算には計上されないリベート金額を増減することで、リベートの合計金額を変えることなく過大もしくは過小計上するというものである。この不正計上の手法は、毎月A社側から請求書と同時期に送付される仕入データを確認することにより簡単に看破されうるものであるが、作佐部専務は、社内的には、仕入データを自分自身が保管しており事実上他の者が当該データにアクセスできないこと、監査法人による監査においては、A社から送付された請求データは存在しない、金額が不正計上されたエクセルシートについてもA社側から請求書とともに送付された証憑である、等の虚偽の説明をすることにより不正計上の発覚防止策を講じていたものである。

本件不正計上については、㉞ 過大計上が平成19年3月～平成20年6月までの間に実施され、以降、過大計上は全く実施されていないこと、㉟ 過少計上は平成23年1月までの間に実施されているが、これは過大計上を解消するための作業であり、その結果、現時点での不正計上の残額は71百万円に減少していること、㊱ 上記過大計上によって配当可能利益が生じたものではないことのほか、動機についても私利を図ったものではないといった事情の存在が認められる。

しかし、後述のとおり、他に当該行為について計画及び実行に関与した者の存在を認定することができないことからしても、作佐部専務が当該行為の唯一の実行行為者といわざるを得ない。本来、社長とともに会社経営の健全化を図るべき専務取締役という地位にもかかわらず、自ら不正行為を実行した責任は極めて重大であると言わざるを得ない。

② 買掛金違算の発生について

前記「第6 1 A社に対する仕入取引の概要について」のとおり、平成20年1月期以降、毎年度、多額の買掛金違算が発生しているが、これは平成19年4月にG商品部長が退任し、作佐部専務が商品部長を兼任した後、従前は実施していた、月次でのA社からの請求金額と帳簿仕入金額との差額調整という会計処理が行われなくなったことに起因する。

その原因は明確ではないが、仮に前任者から十分な引継ぎが行われていなかったとしても、従前の会計処理方法との対比において、上記差額調整が必要であることは比較的容易に発見することが可能と思われる。作佐部専務からの事情聴取によっても、かかる差額調整の放置が意図的に実施されたものとは認めがたいが、少なくとも、差額調整を実施すべき商品部長という職務からの注意義務違反、商品部を統括する営業本部長兼専務取締役という立場からの監督義務違反は認められ、この点についても一定の責任は免れないというべきである。

(2) 劉代表取締役社長の責任

① A社に対するリベートの不正計上について

前記「第5 3 リベート操作手法の概要、6 内部統制の状況に関する事実」のとおり、本件不正計上について劉社長の関与があったとまでの認定をすることはできないし、当委員会による、劉社長以下の事情聴取によっても、劉社長が本件不正計上について認識していたことを伺わせる証拠は認められない。

本件不正計上については、作佐部専務1人で不正操作をすることが可能であり、当然のことながら、その事実は取締役会等において報告がされていない以上、本件不正計上について責任を追及することは困難と思われる。しかしながら、劉社長は、対象会社のトップとして経営全般を掌握する地位にあり、本件不正計上を実行した作佐部専務の直接の上司として唯一、作佐部専務を業務上監督する立場にあることからして、一定の経営上の責任及び監督責任を免れないというべきである。

② 買掛金違算について

担当部署である商品部、営業本部においては、この事実を認識しておらず、また、経営管理部（財務経理グループ）はこの事実を認識していたものの、さほど

重大な問題ではないと判断していたものであり、結果として経営会議、取締役会及び監査役会において、その事実が上程される機会もなかったものであるから、劉社長としては、買掛金違算の事実を認識することは不可能であり、この意味での責任を追及することは困難と思われる。

③ 内部統制システムの構築

(ア) 本件不正計上は、対象会社の内部統制システムが適正に構築されていなかったことに起因することは前記「第5 7 不正の発生原因」に記載のとおりであり、対象会社には、その規模に合致した適切な内部統制システムの構築が早急に求められるところである。かかる内部統制システムの構築は、対象会社の事実上のオーナー経営者である劉社長のみがよく為し得るところであり、劉社長には、このような内部統制システムを積極的に構築すべき注意義務が認められるにもかかわらず、そのための十分な努力を行ったものとは認めがたく、この点につき一定の責任は免れないというべきである。

(イ) 買掛金違算の発生については、今回、当委員会の調査によって発見されたものである。対象会社において、これを発見できなかったことは、経営管理部もしくは財務経理グループが弱体であったことにも原因があると思われ、これら部門に経理に明るい適切な人材を配置していれば、早期に本件買掛金違算を発見できていた可能性も認められるところである。ところが、対象会社は特段の経営管理体制の構築を行っておらず、この点は大きな問題があったというべきである。対象会社の経営管理部門が弱体であることは明らかであり、早急に経営管理部門の人的及び組織的な強化が求められるところである。内部統制システムの一翼を担う経営管理体制の構築が不十分であったことについては上記(ア)と同様に劉社長には一定の責任が認められるというべきである。

(3) 竹下副社長の責任

本件不正計上は作佐部専務が単独で実行したものであり、竹下副社長はこの不正計上の事実につき、東京国税局の調査によって発覚するまでの間、全く知る機会がなかったものであり、この点、取締役としての責任を追及することは困難である。また、竹下副社長は、社内的序列は専務取締役の上位にあるとはいえ、作佐部専務

を直接監督する地位ではなく、本件不正計上について、その責任を追及することは困難である。買掛金違算についても、その事実が取締役会で上程されておらず、竹下副社長は事実を認識することが不可能であるので、その責任を追及することは困難である。

(4) 高桑取締役（システム部長）の責任

本件不正計上は、作佐部専務による意図的行為に起因し、買掛金違算の発生は、商品部乃至営業本部内における会計処理の引継ぎ不備に起因するものであり、いずれも当時のシステムそのものの不備によるとはいえないことから、システム部長であった高桑取締役に対し、その責任を追及することは困難と思われる。また、本件不正計上及び買掛金違算の発生は、そもそも、その事実が取締役会で上程されることすらなかったのである。以上から、高桑取締役に対する責任追及は困難と思われる。

(5) 土屋取締役（経営管理部長）の責任

土屋取締役は、A 社に対するリベートの過大計上の当時は経営企画室長であり、平成 20 年 4 月から取締役兼経営管理部長に就任し、過少計上が行われた当時、財務経理グループを統括する地位にあったものである。しかしながら、本件不正計上は、A 社に対するリベートの総額に変化を生ぜず、結果として A 社からの請求金額にも変化は生じないことから、経営管理部としてその事実を発見することは困難であったと思われる。また、そもそも、社内体制として商品部の仕入（在庫）の数字と、経営管理部における支払金額の数字との照合をするシステムが構築されていなかったことに、本件不正計上や買掛金違算の問題発生の一因があり、これらの点からすると、本件不正計上及び買掛金違算の発生について責任を追及することは困難と思われる。

(6) F 元常務取締役、D 常務取締役の責任

F 元常務取締役は、本件不正計上の当時、常務取締役であるが、平成 23 年 3 月をもって退任し、平成 23 年 4 月から D 常務取締役が就任している。両名とも営業副本部長を兼任しており、株式会社ベスト電器からの出向社員である。

営業副本部長は、作佐部専務が保管していた A 社からの請求データにもアクセス

することは可能な地位にあった。しかし、A 社に対するリベートの計上は、従来から作佐部専務が単独で行っており、副本部長である両名が、作佐部専務が行っているリベート計上の内容チェックを実施することは事実上困難であるし、仮に、両名が A 社からの請求データに接しえたとしても、リベート計上作業は作佐部専務が単独で行っているため、両名は、その具体的内容を承知しておらず、請求データから不正計上を発見することは困難であるため、その責任を追及することは困難である。

加えて、D 常務については、就任したのは平成 23 年 4 月であり、既に作佐部専務のリベート不正計上が行われていない時期であることからすると、より一層、責任を追及することは困難である。

(7) 社外取締役の責任

本件不正計上及び買掛金違算について取締役会には全く上程された形跡がなく、社外取締役としては、その事実を認識する機会すらなかったものであり、その責任を追及することはできない。

2 監査役の責任に関する意見

対象会社では、定期的に監査役会が開かれており、また、監査役は取締役会にもほぼ必ず出席していたほか、適宜、監査法人及び対象会社の内部統制室より報告を受け、業務監査を行い、監査法人の意見に基づいて監査報告を行っていたものであり、基本的な監査業務について監査役の任務懈怠は認められない。

前記「第 5 3 リベート操作の会計手法、6 内部統制の状況に関する事実」のとおり、本件リベート不正会計は、作佐部専務が単独で実行したものであり、この不正会計の事実については東京国税局の調査により発覚するまでの間、全く事実を知る機会は無かったものであり、監査法人すらその事実を看破することができなかったものであるから、監査役に対しその責任を追及することは困難と思われる。

また、買掛金違算についても、後記のとおり、監査法人はこれを会計上問題の無い範囲であると考えており、監査役も監査法人よりその旨説明を受けていたのであるから、監査役に対しその責任を追及することは困難と思われる。

3 監査法人の責任に関する意見

(1) 監査法人の異動

平成 19 年 1 月期以降 5 期間 3 四半期累計期間における対象会社の証券取引法及び金融商品取引法に基づく以下の有価証券報告書等の提出書類の連結財務諸表等の会計監査を行っていた監査法人は次のとおりである。

期 間	提出書類	会計監査を行った監査法人
平成 19 年 1 月期（第 8 期）	半期報告書、有価証券報告書	あずさ監査法人
平成 20 年 1 月期（第 9 期）	同上	同上
平成 21 年 1 月期（第 10 期）	同上	同上
平成 22 年 1 月期（第 11 期）	四半期報告書、有価証券報告書	同上
平成 23 年 1 月期（第 12 期）	同上	同上
平成 24 年 1 月期（第 13 期） 第 1 四半期から第 3 四半期	四半期報告書 （第 1 四半期から第 3 四半期）	新日本監査法人

(2) あずさ監査法人の責任

あずさ監査法人に調査対象期間に係る監査調書の閲覧を求めたが、法人の方針で閲覧が認められなかった。調書閲覧の代替として、実施した監査の概要、不正及び誤謬が発見できなかった理由を取りまとめた文書を回答書として入手した。

① A 社からのリベート不正計上

A 社からの仕入リベートについて、リベートが厳秘情報でありデータ流出のリスクもあることから取引ごとの詳細データファイルは対象会社に送付されず、A 社が作成したと作佐部専務から説明を受けていた書面の「リベート総括表」及び書面で膨大な枚数の「請求明細綴り」があるのみとの虚偽の説明を受けており、A 社から送付されていたデータの存在を意図的に隠蔽されるとともに、作佐部専務作成の「リベート総括表」を A 社作成の外部証憑として説明を受けていた。

月次決算プロセスにおいて計上されていたリベート伝票には A 社が社判を押印した請求書の表紙と「リベート総括表」が添付されていたが、請求書の表紙に記載されているリベート金額（リベート種類別の内訳の記載はなく合計金額のみ）と「リベート総括表」のリベート合計金額は一致しており、A 社作成の外部証憑として説明を受けていた「リベート総括表」が作佐部専務作成の表であると看破することは極めて困

難であったと考える。

したがって、あずさ監査法人が月次決算プロセスで計上される仕入値引の内訳の検証を不要と判断し、試査により抽出したリベート取引の計上額と「リベート総括表」及び請求書の表紙に記載されている金額との照合により、通常実施すべき監査手続を行い、十分な監査証拠を入手したと判断したこと、責任があると明確に判断しうる事項は把握されていない。

また、②に記載する買掛金の残高確認において未調整の差異が僅少であったことから、結果として、フロー取引であるリベート計上取引に関しても問題がないと間接的に心証を得ていた。

② A 社に対する買掛金違算

あずさ監査法人が外部証拠のため証拠能力が高く重要な手続と位置づけていた残高確認に関して、「第6 A 社に対する買掛金違算に関する事実関係」に記載したとおり、月次計上リベートの過大計上等により多額の違算（過小）が存在することが発覚しないよう、作佐部専務は以下の対策を行っていた。

- A 社経由の B 社及び C 社との取引に関して月次の締日に変更されているにもかかわらず、その事実を意図的にあずさ監査法人に伝えていなかった。
- C 社の取引に関して、決算日の翌日に検収しているにもかかわらず、決算日に仕入計上するという意図的な期間帰属の操作を行っていた。
- 対象会社への直納取引に関しても、従来は納品日に仕入計上するとともに、納品書を本社へ FAX し、POS 端末に商品受入を入力していたため、A 社との認識時点のずれがなかったが、違算を過小に見せるため、四半期決算月に関して意図的に POS 端末への受入を翌日に行うことにより、A 社の債権認識を翌期（四半期）にずらせていた。
- 表面上の買掛金の違算に関して、A 社が決算日に出荷し、対象会社が翌期首に仕入計上したものの説明を行うとともに、当該金額を裏付ける資料としてデータを違算金額に対応するよう改ざんし、あずさ監査法人に提出していた。

上記に記載したとおり、あずさ監査法人に対する様々な対策が行われていたことから、違算の実態を把握することは、極めて困難な状況であったと考える。

③ 結論

あずさ監査法人に責任があると明確に判断しうる事項は、本日現在把握されていない。

(3) 新日本監査法人の責任

平成 24 年 1 月期の第 1 四半期から第 3 四半期までの調書の一部を閲覧した。

新日本監査法人は、あずさ監査法人から重要な問題点はないとの引継を受けている。

① A 社からのリベート不正計上

当委員会は平成 24 年 1 月期第 1 四半期から第 3 四半期の 1 件当たり 100 万円を超えるリベート計上取引の調査を行った結果、リベートの過大計上及び過小計上による過大計上の取崩しは発見されなかった。

② A 社に対する買掛金違算

新日本監査法人は質問及び分析を中心とした手続に基づく四半期レビューを実施している。当委員会は、リベート過大計上の未取り崩し金額が 71 百万円まで減少していたため、買掛金残高のポジションが明らかに異常とは言えない水準であり、新日本監査法人が買掛金違算の実態を把握することは困難な状況にあったと考える。

③ 結論

新日本監査法人に責任は無いものと判断する。

第9 再発防止策に関する意見

1 はじめに

当委員会としては、これまで記述した不正の発生原因および調査を通じて知り得た対象会社の現状を前提として、以下に挙げる再発防止策を提言する。

列挙した項目は全社統制に関するものから具体的な業務プロセスに関するものまで様々なレベルのものがあるが、いずれも仕組みの整備のみではなくその後の運用まで行うことが不可欠なものである。特に、全社統制は具体的かつ地道な取り組みを継続することによってのみ改善しうる性質を有するものであることから、提言にあたっては会社の実態に見合った継続的実行可能性を重視して記載することとした。

2 コンプライアンスに関する意識向上のための提言事項

(1) 対象会社の現状と統制環境再構築の必要性

不正の防止にあたっては、不正を許さない組織風土の醸成が、何よりも求められる。統制環境は内部統制活動が有効に機能するための基盤となるものであり、コンプライアンスに関する意識向上のための最も重要な要素といえる。実際に不正が発生したという事実を重く受け止め、統制環境再構築のための不断的努力を続けることが必要である。

今回の調査で実施したヒアリングの中で、内部統制室の E 氏より、対象会社においては内部統制の基本方針書が作成されてはいるものの、仮に不正があったとしても一社員が専務取締役物申すことは難しい雰囲気があった旨の発言がなされている。

このことから、組織風土の改善が必要であると判断する。対象会社では、行動指針等が定められたコンプライアンス管理規定が社内のイントラネット上で閲覧できる状態となっているなど、統制環境構築のための基本的な要素自体は整備されていた。しかしながら、今回、実際に不正が発生したことからも明らかなように、その浸透のための具体的な施策は十分とは言えず、各構成員が積極的にこれを遵守する土壌が醸成されていたとは認めがたい。役員・従業員など、全ての構成員が、高いコンプライアンス意識を共有するためには、継続的かつ具体的な浸透策を実施する必要がある。

(2) 具体的提言内容

① 外部有識者を招いた研修制度の充実

従業員の意識付けを行うとともにコンプライアンスに関する諸制度の周知徹底を行う方法として、研修の実施が挙げられる。コンプライアンスに対する意識水準や求め

られる内容が、各構成員によって異なる場合もあることから、全体で受講する研修のほか、経営者・従業員など、対象者を絞っての研修も検討すべきである。特に、外部からノウハウを有する講師を招くことが、実効性のある研修の実現のために必要不可欠である。

② 行動指針等の周知の徹底

対象会社は従業員数も多いとは言えず、組織構造も比較的シンプルである。しかし、全ての項目に対して経営者が指示を行い、報告等を受けることは現実的でない。そのため、経営ビジョンを具体化し経営者の明確なメッセージを伝える役割を果たす行動指針を定め、その遵守を求めることとなる。現状では行動指針等の周知徹底・浸透が不十分であると考えられる。前述のとおり、現状でも行動指針はイントラネット上で誰もが見ることができる状況となつてはいるものの、実際にどれだけの役員及び従業員がどの程度の頻度でこれに触れているかについては明らかでない。意識的に行動指針に触れる機会を設ける仕組みづくりが重要である。

具体的施策としては、以下の3点があげられる。

- 小冊子等を作成配布し、定例会議等で定期的に利用する。
- 定例会議・終礼等における訓示や注意喚起を行う。
- 社内報・社内メール等を用いて定期的に重要性を訴える

いずれも地道な手法ではあるが、着実な浸透を図るために有効な仕組みであり、実効性のある改善のために必要不可欠な取り組みであると判断する。

③ アンケートの実施

コンプライアンスアンケートは、内部統制の構成要素であるモニタリングに関する重要な手続きである。また、定期的に全社員に対してアンケートを実施することにより、内部通報制度等、各社員が利用可能なコンプライアンスに関する仕組みを再度意識づける効果も期待できる。

そこで、半年に1度程度全社員を対象としてアンケートを実施するとともに、結果を集計し、現状及び改善点等を取締役会・監査役会等の監督機関に報告することが必要である。

なお、アンケートには、以下の内容を盛り込むことが有効と考える。

- 行動規範等の役員及び従業員への認知度・周知状況の確認
- 役員及び従業員のコンプライアンスに関する認識レベルの確認
- コンプライアンスに関する不備がないかの確認

④ 内部通報制度の一層の周知徹底

内部通報制度は、対象会社の管理のもとで不正行為等の通報を受けることであり、不正及び違法行為の抑止効果や、早期発見効果が期待される。対象会社では、内部通報窓口として顧問弁護士である森・濱田松本法律事務所を設定し、運用を行っている。

しかし、これまでの運用実績としては、必ずしも十分に活用されているとは言えないことが伺われる。上述の内部通報制度の有用性に鑑みれば、この制度の積極的な利用は、非常に有効なコンプライアンス向上策であるといえる。

そこで、内部通報制度の一層の実効性向上を図るために、上記の②で挙げた会議の中で継続的に周知するとともに、③の一環としてアンケート内容に盛り込み、各従業員への意識付けを強化することが必要と判断する。

3 内部統制プロセスの一層の高度化のための提言事項

本報告書の中で明らかにした通り、一部の業務プロセスでは相互牽制等が十分になされていない状況が見受けられた。また、購買の重要性が高く、様々なリベートが発生する小売業に属しているながら、リベート管理及び買掛金差異原因管理が十分とは言えない状況にあった。そのため、職務分掌の再検討を含めたプロセスの一層の高度化を行うべきであると判断する。

(1) リベート計上プロセスの見直し

① 職務分掌の見直しおよび相互牽制の導入

本件においては、月次計上リベートに関する総括表の作成を作佐部専務 1 人で行っていたことが、不正発生原因の一つとなっていた。そのため、商品部内における職務分掌の見直しを行うとともに、経営管理部（財務経理グループ）との間でも牽制を効かせることが重要となる。

具体的には、商品部内に総括表の作成者のほかに承認者を設け、作成者が実施した

作成手続を再実施・検証することが必要である。これにより、対象会社の非常に重要なプロセスであるリベート計上の正確性が担保されるとともに、商品部内での縦の牽制が働くことが期待され、不正発生の機会を未然に防止する効果が期待できる。

さらに、商品部から回付された総括表を、経営管理部においても検証し、仕訳計上にあたって十分な証拠をそろえることが必要である。これにより、商品部と経営管理部の間での横の牽制を機能させることができると考えられる。

② 経営管理部による外部証憑との照合の再徹底

本件では、月次決算時のリベート仕訳計上にあつて、外部証憑との突合が完全ではなかったことが不正を見逃す要因となっていた。具体的には、日次計上リベートと月次計上リベートの合計額を外部証憑である請求書と突合し、月次計上リベートを計上していたため、その内訳を操作されたことを看過する結果となっていた。

対象会社のビジネスモデルにおけるリベートの重要性及び不正が発生したという事実に鑑みれば、今後はより慎重に外部証憑との突合等の検証を行うことが求められる。そこで、A 社からのリベートについては、その計上基礎データを商品部のみでなく経営管理部でも入手し、外部から入手した基礎データと商品部作成のリベート資料の整合性を検証することが必要である。

経営管理部として実施する手続きの選定にあつては、商品部からの情報を鵜呑みにするのではなく、外部に対する説明責任を果たすうえで必要十分な証明力を備えているかどうかという観点から、主体的に判断を行うことが不可欠である。

③ チェックリストによる確実な履行

上記の改善を可視化するとともに、継続的かつ確実な履行を担保するために、上記項目を盛り込んだチェックリストを作成し、月次決算の中で運用を行う必要がある。また、すべてのチェック項目の履行・承認を受けたチェックリストは、証憑書類とともに保管する必要があると判断する。

(2) 買掛金違算原因の明確化と管理体制の構築について

① 小売業としてあるべき買掛金違算管理体制

対象会社が属する家電小売業は、多数の品目を取り扱い、かつ複雑なリベート体系を有している。したがって、購買プロセスの中で、対象会社の仕入データと仕入先からの請求データを照合することの重要性が比較的高くなっている。上述の特性から、

通常両データの間での違算の発生は不可避であり、本来月次でこれらの違算を分析把握し、内容に応じた対応を取ることが望ましい。また、照合を行うことによってはじめて、本当の買掛金残高を把握することが可能となるといえる。

② 対象会社の現状

「第6 買掛金の違算に関する事実関係」で詳述したとおり、対象会社における A 社に対する買掛金の違算究明は十分とは言えなかった。システムにより買掛金違算原因を明らかにする仕組みは導入されておらず、経営管理部においてもこれに代替する手続きは行われていなかった。対象会社では、A 社から受け取った請求データおよび仕入明細データに依拠し、買掛金残高の確定を行っていた。

対象会社の現状の買掛金管理には、大きく以下の2点の改善点が内在している。第1に、A 社の請求データと、対象会社の仕入データとの照合が十分になされていない点である。①で触れたとおり、対象会社の業態では、不照合の発生が不可避でありまた仕入時の単価にも誤りが生じるリスクが含まれている。この検証を行っていない点について、改善の余地があるといえる。第2に、仕入時に計上される仕入リベート金額について、検証を行っていない点が挙げられる。

対象会社は A 社との間ではフランチャイジーとしての立場にある。また、対象会社自身による過去の検証により、A 社からのデータの信頼性は、一定程度確保されていると考えられる。

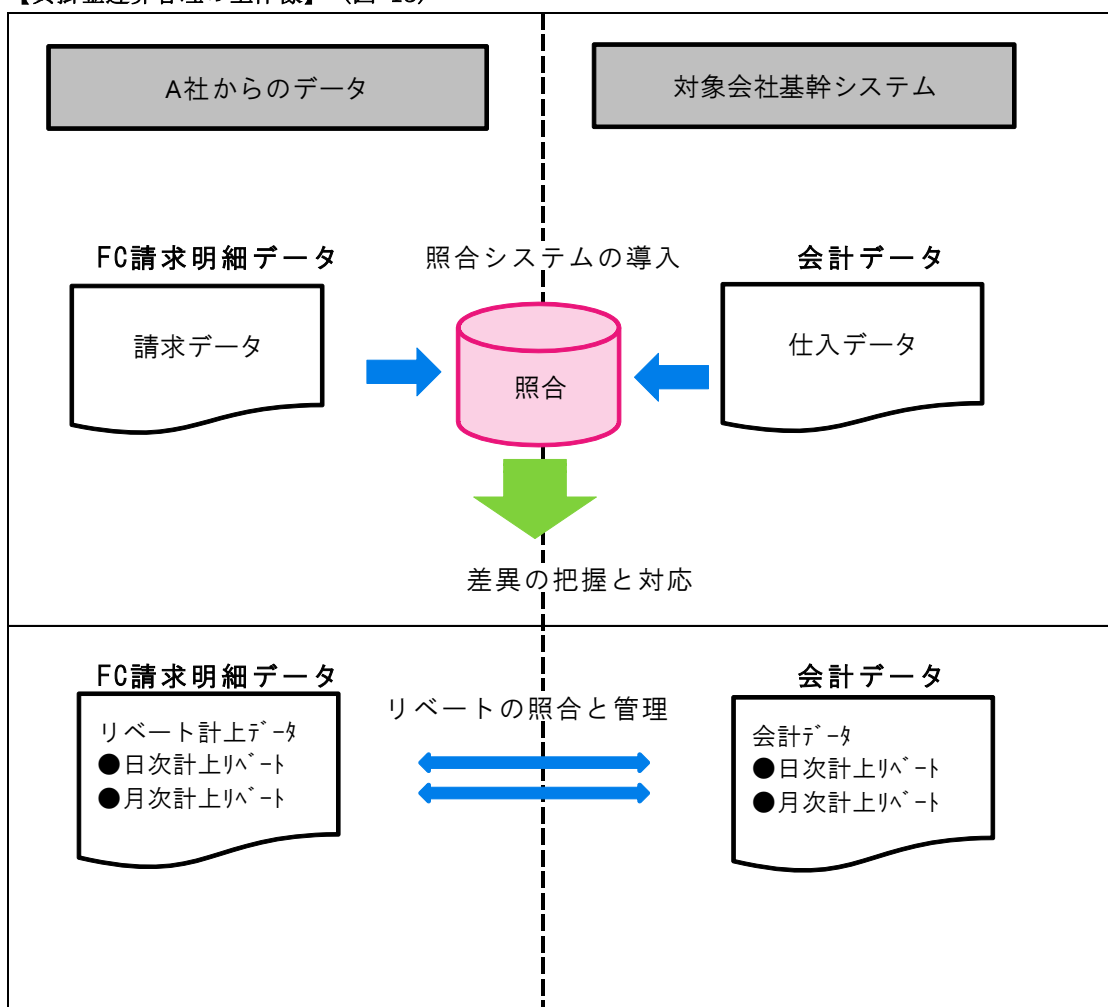
さらに、対象会社の会計データと A 社から受け取るデータの様式の相違から、仕入リベート金額の検証を行うことは容易ではなく、追加的な仕組みの構築が必要であった。(対象会社基幹会計システム上、仕入の計上を仕入リベート控除後の金額で行っていたのに対し、A 社から受け取るデータは仕入リベート控除前の総額で集計されていたため。) その点からも、上記の検証がなされなかったこともやむを得ないと考えられる。

しかし、本件事案におけるリベートの水増し及び買掛金の違算に関しては、上記の統制を導入していたならば、発見されていた可能性がある。今回実施したヒアリングの中でも、取締役経営管理部長である土屋氏から、買掛金違算の存在につき一定の認識をしていたものの、請求データと仕入データを照合するシステムが存在しなかったため、具体的対処が困難であった旨の説明がなされている。そのため、これらの仕組みについては今後整備を行っていくことが必要と判断する。

③ 対象会社が将来的に到達すべき買掛金管理の全体像

対象会社が到達すべき買掛金管理の全体像としては、下図のような枠組みが期待される。

【買掛金違算管理の全体像】（図 13）



まず、A社から入手される請求データと、対象会社における仕入データを照合システムによりマッチングし、差異の把握と対応を行うことが望まれる。さらに、リポートに関しても、日次計上リポート・月次計上リポートの種類別に、A社から入手される明細データと、対象会社における会計データとの間で、整合性の検証が行われることが望ましい。

こういった情報を把握できれば、それを前提として買掛金残高差異の深度ある分析が可能となり、月次の業務管理をより効率的かつ効果的に実施することができる。さらに、把握した差異については、その性質に応じた対応を取ることが可能となる。

例えば、差異要因のうち、先方誤請求等により生じた差額分については、先方に対して誤請求の事実を伝え原因究明を行うことで、誤った仕入金額による支払を行うことによる会社財産流出を防ぐことができる。

なお、対象会社と A 社との商流を考えれば、以下のような買掛金差異原因が想定され、各月において不可避免的に発生するものと考えられる。

ア A 社側で認識済であるが対象会社では未認識である差異

(A 社側のカットオフエラーによる差異・先方誤請求による買掛金差異・先方の価格又は数量認識誤りに起因する差異・大塚等の締日が異なる相手先との間の認識差異など)

イ A 社側で未認識であるが対象会社では認識済である差異

(先方の誤りにより請求が漏れている項目に起因する差異・当方の価格又は数量認識誤りに起因する差異・直納取引に起因する差異など)

毎月発生する差異が多く、その調整も上記のとおり多岐にわたることから、周到にデザインされたシステムによりその分析を行うことが望ましい。

なお、A 社以外の取引先については取引件数が少ないことから、仕入データと請求データとの照合等の買掛金管理が実施されている。

④ 対象会社に対する提言事項

買掛金の違算及び差異の分析に関して、将来的に到達すべき管理水準については上述のとおりである。しかし、③で記載した体制を構築するためには、対象会社内部におけるシステム運用の信頼性確保と、差異発生原因の洗い出し等の蓄積が必要であり、中長期的視点から着実に実施していくことが必要である。特に、システム上の差異項目の洗い出しや、前提とする商流の確定などについては、今後の発展性を十分に考慮し、有用な数値を容易に取りうるシステムデザインを行うことが欠かせない。対象会社のビジネスモデルの根幹を構成する部分であることから、拙速な取り組みを行うのではなく、全社的プロジェクトとしてしっかりとした取り組みを行うことが求められる。

したがって、当委員会としては、実践可能かつ現実的な方策として、以下の 2 段階での改善を提案することとする。

【第1段階】

現状の会計システムを前提としつつ、可能な範囲で買掛金残高差異の解消を図る。

具体的には、まず、A社から入手する情報（FC請求明細データ）に、照合で必要となるキー情報の追加を行うよう請求する。また、A社側データを加工することで、仕入リベート控除後の仕入額を把握する仕組みを構築し、対象会社における会計データとの照合を可能とする。これにより、照合の精度を向上させ、会計システム外でA社請求額と対象会社仕入データの照合を実施する仕組みを導入する。照合結果を利用することで、仕入リベート及び仕入単価のより厳密な管理を実現する。

さらに、請求データと仕入データの照合を行うサブシステムの運用の中で、③で述べた各種の差異の発生実態と、想定すべき変更の可能性を把握し、第2段階の改善の基礎データを集積する。

【第2段階】

差異発生の実績データを蓄積し、システムの信頼性を確かめたうえで、基幹会計システム上での買掛金明細消込を実現する。現状では、基幹システム上での買掛金消込は合計金額で行われているが、第一段階で蓄積した差異把握分析方法を利用し、明細単位での照合および消込を実現する。

第一段階についてはできる限り早期（半年以内）の実現を図り、第二段階については第一段階の結果蓄積されたデータを活用しつつ今後2～3年を見込んで実現を図ることが必要と判断する。

4 再発防止のための管理体制強化に関する提言事項

対象会社では中核業務を担う商品部等の営業部門を重視する傾向も見受けられるが、取引ボリュームの増加を受けて経営管理の重要性は大きく増加している。経営管理部門及び管理部門の重要性を再認識し、より高い次元での経営管理を行うことが重要と判断する。

① 経営管理部門（財務経理グループ）の強化

対象会社の経営管理部門は、営業部門から受領した数値をそのまま計上する、主計的役割にとどまっている。今回の不正に関しても、経営管理部門がより深いビジネス理解を行い、対象会社のビジネスモデルを前提とした会計処理を徹底していたならば、より早い段階で社内の検証によって発見できた可能性がある。経営判断や企業管理の

根幹をなす会計数値を正確に算出するためには、経理技能のみでなくビジネスモデルおよび販売・購買等のシステムに対する深い理解力を有する人材の確保が不可欠である。

② コンプライアンス委員会の設置と内外での連携

本報告書の提言内容および会社による改善計画の着実な履行のためには、対象会社の内外における強力な推進力が求められる。コンプライアンス意識の改善および内部統制プロセスの一層の高度化は、中長期にわたる段階的实施が必要なプロジェクトであることから、社内に十分な推進力を持つ仕組みを用意するとともに、社外の客観的な立場から履行状況を監視・確認・指導を行う仕組みを構築することが望ましい。

そのため、対象会社の社内でコンプライアンスに関する取り組みを遂行し、進捗状況及び課題について取締役会・監査役およびコンプライアンス委員会に定期的に報告を行う部署の存在が必要と考える。なお、当該部署には、高度な専門性と経営に関する深い知見が求められることから、短期的には十分な経験を持った経験者の採用または外部の能力の活用が現実的と考える。

また、コンプライアンスに関する取り組みには、部署の枠組みを超えた全社を挙げた改善活動が求められる。そのため、一部の部署のみの力でこれを成し遂げることは困難であり、管理本部全体としてこの活動を強力に支援していくことが不可欠である。

さらに、社内の取り組みと並行して外部専門家によるコンプライアンス委員会を設置し、定期的に改善案の履行状況を報告し、指導を受けることが望ましい。外部専門家による監視と、外部に蓄積されたノウハウの利用により、段階的な改善の着実な履行を担保し、対象会社のさらなる管理機能強化を図ることが可能と判断する。

③ モニタリング機能の強化

2 で述べたように、対象会社では不正を許さない組織風土醸成のための取り組みに、不十分な面が見られていた。内部統制に関するモニタリング機能が十分に機能していれば、この点は改善された可能性が高いといえる。また今後は、本報告書および対象会社による改善計画に基づくコンプライアンス改善状況を、継続的に監視していくことも必要となる。したがって、モニタリング機能の強化が必要と判断する。

具体的には、現在の内部統制室に十分な権限と責任を与え、その機能を充実強化することが必要である。

以 上

<参考資料>

修正による損益計算書への影響（サマリー）

<連結>

（単位：千円）

■営業利益

	平成19年1月期 (2007年1月期)	平成20年1月期 (2008年1月期)	平成21年1月期 (2009年1月期)	平成22年1月期 (2010年1月期)	平成23年1月期 (2011年1月期)
公表数値(修正前)	346,835	443,487	213,706	109,843	382,996
修正金額	-	△ 258,419	△ 78,246	41,713	149,374
修正後	346,835	185,068	135,460	151,556	532,370

■経常利益

	平成19年1月期 (2007年1月期)	平成20年1月期 (2008年1月期)	平成21年1月期 (2009年1月期)	平成22年1月期 (2010年1月期)	平成23年1月期 (2011年1月期)
公表数値(修正前)	357,535	443,112	241,141	122,516	396,534
修正金額	-	△ 258,419	△ 78,246	41,713	149,374
修正後	357,535	184,693	162,895	164,229	545,908

■税金等調整前当期純利益

	平成19年1月期 (2007年1月期)	平成20年1月期 (2008年1月期)	平成21年1月期 (2009年1月期)	平成22年1月期 (2010年1月期)	平成23年1月期 (2011年1月期)
公表数値(修正前)	359,635	442,710	241,141	145,401	383,968
修正金額	-	△ 258,419	△ 78,246	41,713	149,374
修正後	359,635	184,291	162,895	187,114	533,342

<単体>

（単位：千円）

■営業利益

	平成19年1月期 (2007年1月期)	平成20年1月期 (2008年1月期)	平成21年1月期 (2009年1月期)	平成22年1月期 (2010年1月期)	平成23年1月期 (2011年1月期)
公表数値(修正前)	324,871	379,195	170,238	108,649	233,848
修正金額	-	△ 258,419	△ 78,246	41,713	149,374
修正後	324,871	120,776	91,992	150,362	383,222

■経常利益

	平成19年1月期 (2007年1月期)	平成20年1月期 (2008年1月期)	平成21年1月期 (2009年1月期)	平成22年1月期 (2010年1月期)	平成23年1月期 (2011年1月期)
公表数値(修正前)	331,510	377,939	201,091	111,469	250,710
修正金額	-	△ 258,419	△ 78,246	41,713	149,374
修正後	331,510	119,520	122,845	153,182	400,084

■税引前当期純利益

	平成19年1月期 (2007年1月期)	平成20年1月期 (2008年1月期)	平成21年1月期 (2009年1月期)	平成22年1月期 (2010年1月期)	平成23年1月期 (2011年1月期)
公表数値(修正前)	338,375	376,351	201,091	133,766	238,145
修正金額	-	△ 258,419	△ 78,246	41,713	149,374
修正後	338,375	117,932	122,845	175,479	387,519

（注）千円未満の端数処理は行っていません。

税金（法人税等・税効果・控除対象外消費税等）の影響は考慮していません。

修正による平成19年1月期の損益計算書への影響

期間： 平成19年1月期 (2007年1月期)
(平成18年2月1日～平成19年1月31日)

<連結>

(単位：千円)

	公表数値 (修正前)	修正仕訳				修正後
		A社リポート (不正)	買掛金違算	その他仕入先 リポート	小計	
売上高	21,995,318	-	-	-	-	21,995,318
売上原価	20,390,337	-	-	-	-	20,390,337
売上総利益	1,604,981	-	-	-	-	1,604,981
営業利益	346,835	-	-	-	-	346,835
経常利益	357,535	-	-	-	-	357,535
税金等調整前当期純利益	359,635	-	-	-	-	359,635

<単体>

(単位：千円)

	公表数値 (修正前)	修正仕訳				修正後
		A社リポート (不正)	買掛金違算	その他仕入先 リポート	小計	
売上高	20,931,180	-	-	-	-	20,931,180
売上原価	19,486,279	-	-	-	-	19,486,279
売上総利益	1,444,900	-	-	-	-	1,444,900
営業利益	324,871	-	-	-	-	324,871
経常利益	331,510	-	-	-	-	331,510
税引前当期純利益	338,375	-	-	-	-	338,375

(注) 千円未満の端数処理は行っていません。
税金(法人税等・税効果・控除対象外消費税等)の影響は考慮していません。

修正による平成20年1月期の損益計算書への影響

期間： 平成20年1月期 (2008年1月期)
(平成19年2月1日～平成20年1月31日)

<連結>

(単位：千円)

	公表数値 (修正前)	修正仕訳				修正後
		A社リポート (不正)	買掛金違算	その他仕入先 リポート	小計	
売上高	28,094,194	-	-	-	-	28,094,194
売上原価	25,963,182	205,375	58,921	△ 5,878	258,419	26,221,601
売上総利益	2,131,012	△ 205,375	△ 58,921	5,878	△ 258,419	1,872,593
営業利益	443,487	△ 205,375	△ 58,921	5,878	△ 258,419	185,068
経常利益	443,112	△ 205,375	△ 58,921	5,878	△ 258,419	184,693
税金等調整前当期純利益	442,710	△ 205,375	△ 58,921	5,878	△ 258,419	184,291

<単体>

(単位：千円)

	公表数値 (修正前)	修正仕訳				修正後
		A社リポート (不正)	買掛金違算	その他仕入先 リポート	小計	
売上高	26,463,282	-	-	-	-	26,463,282
売上原価	24,561,599	205,375	58,921	△ 5,878	258,419	24,820,018
売上総利益	1,901,682	△ 205,375	△ 58,921	5,878	△ 258,419	1,643,263
営業利益	379,195	△ 205,375	△ 58,921	5,878	△ 258,419	120,776
経常利益	377,939	△ 205,375	△ 58,921	5,878	△ 258,419	119,520
税引前当期純利益	376,351	△ 205,375	△ 58,921	5,878	△ 258,419	117,932

(注) 千円未満の端数処理は行っていません。
税金(法人税等・税効果・控除対象外消費税等)の影響は考慮していません。

修正による平成 21 年 1 月期の損益計算書への影響

期間： 平成21年1月期 (2009年1月期)
(平成20年2月1日～平成21年1月31日)

<連結>

(単位:千円)

	公表数値 (修正前)	修正仕訳				修正後
		A社リベート (不正)	買掛金違算	その他仕入先 リベート	小計	
売上高	29,136,648	-	-	-	-	29,136,648
売上原価	26,787,718	16,585	55,781	5,878	78,246	26,865,964
売上総利益	2,348,930	△ 16,585	△ 55,781	△ 5,878	△ 78,246	2,270,684
営業利益	213,706	△ 16,585	△ 55,781	△ 5,878	△ 78,246	135,460
経常利益	241,141	△ 16,585	△ 55,781	△ 5,878	△ 78,246	162,895
税金等調整前当期純利益	241,141	△ 16,585	△ 55,781	△ 5,878	△ 78,246	162,895

<単体>

(単位:千円)

	公表数値 (修正前)	修正仕訳				修正後
		A社リベート (不正)	買掛金違算	その他仕入先 リベート	小計	
売上高	27,927,282	-	-	-	-	27,927,282
売上原価	25,783,896	16,585	55,781	5,878	78,246	25,862,142
売上総利益	2,143,385	△ 16,585	△ 55,781	△ 5,878	△ 78,246	2,065,139
営業利益	170,238	△ 16,585	△ 55,781	△ 5,878	△ 78,246	91,992
経常利益	201,091	△ 16,585	△ 55,781	△ 5,878	△ 78,246	122,845
税引前当期純利益	201,091	△ 16,585	△ 55,781	△ 5,878	△ 78,246	122,845

(注) 千円未満の端数処理は行っていません。
税金(法人税等・税効果・控除対象外消費税等)の影響は考慮していません。

修正による平成 22 年 1 月期の損益計算書への影響

期間： 平成22年1月期 (2010年1月期)
(平成21年2月1日～平成22年1月31日)

<連結>

(単位:千円)

	公表数値 (修正前)	修正仕訳				修正後
		A社リベート (不正)	買掛金違算	その他仕入先 リベート	小計	
売上高	33,655,444	-	-	-	-	33,655,444
売上原価	30,470,356	△ 20,000	△ 21,713	-	△ 41,713	30,428,643
売上総利益	3,185,087	20,000	21,713	-	41,713	3,226,800
営業利益	109,843	20,000	21,713	-	41,713	151,556
経常利益	122,516	20,000	21,713	-	41,713	164,229
税金等調整前当期純利益	145,401	20,000	21,713	-	41,713	187,114

<単体>

(単位:千円)

	公表数値 (修正前)	修正仕訳				修正後
		A社リベート (不正)	買掛金違算	その他仕入先 リベート	小計	
売上高	25,207,267	-	-	-	-	25,207,267
売上原価	23,086,907	△ 20,000	△ 21,713	-	△ 41,713	23,045,194
売上総利益	2,120,360	20,000	21,713	-	41,713	2,162,073
営業利益	108,649	20,000	21,713	-	41,713	150,362
経常利益	111,469	20,000	21,713	-	41,713	153,182
税引前当期純利益	133,766	20,000	21,713	-	41,713	175,479

(注) 千円未満の端数処理は行っていません。
税金(法人税等・税効果・控除対象外消費税等)の影響は考慮していません。

修正による平成23年1月期の損益計算書への影響

期間： 平成23年1月期 (2011年1月期)
(平成22年2月1日～平成23年1月31日)

<連結>

(単位：千円)

	公表数値 (修正前)	修正仕訳				修正後
		A社リベート (不正)	買掛金違算	その他仕入先 リベート	小計	
売上高	38,867,097	-	-	-	-	38,867,097
売上原価	34,994,032	△ 130,000	△ 19,374	-	△ 149,374	34,844,658
売上総利益	3,873,065	130,000	19,374	-	149,374	4,022,439
営業利益	382,996	130,000	19,374	-	149,374	532,370
経常利益	396,534	130,000	19,374	-	149,374	545,908
税金等調整前当期純利益	383,968	130,000	19,374	-	149,374	533,342

<単体>

(単位：千円)

	公表数値 (修正前)	修正仕訳				修正後
		A社リベート (不正)	買掛金違算	その他仕入先 リベート	小計	
売上高	26,208,073	-	-	-	-	26,208,073
売上原価	23,831,487	△ 130,000	△ 19,374	-	△ 149,374	23,682,113
売上総利益	2,376,585	130,000	19,374	-	149,374	2,525,959
営業利益	233,848	130,000	19,374	-	149,374	383,222
経常利益	250,710	130,000	19,374	-	149,374	400,084
税引前当期純利益	238,145	130,000	19,374	-	149,374	387,519

(注) 千円未満の端数処理は行っておりません。
税金(法人税等・税効果・控除対象外消費税等)の影響は考慮しておりません。